

○議長（山須田清一君）：日程第6、これより一般質問を行います。

通告の順に従い発言を許します。

4番、太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：おはようございます。質問に先立ちまして、新たに村長に就任されました伊藤村長に激励のエールを送らせていただきます。猿払村の財政、まだまだ厳しい状況にあると思っています。前村長の下、実質公債費比率21.4パーセントから15.2パーセントに改善したわけですが、建設から年数の経っている、現在使用されている公共施設、インフラの維持補修、さらには更新と、多大な予算が予想されます。また、TPPの本村基幹産業への影響等、難しい問題が予想される中、村長に立起し、就任されたことに敬意を表しますとともに、期待をするところでございます。これからの4年間、村長が掲げる、誰にでも優しさを持ち、安心して暮らしていける地域づくりに向けて、頑張っていたきたいと思います。

それでは一般質問を始めさせていただきます。国民健康保険について質問をいたします。8月の北海道新聞でしたか、国民健康保険の一人当たりの保険料が全国で一番高いというのが載っていましたが、国民健康保険の加入者は、自営業、農漁業者、退職者、年金受給者が対象ですが、猿払村において、いただいた資料を見ますと433世帯1135名の方が加入し、そのうち漁業者の方は178世帯608名です。世帯数にして41パーセント、人数にして54パーセントの方が漁業者です。

漁業の方は所得も高く、当然、一人当たりの保険料が高い。半数以上の方の保険料が上限か、それに近いと思われますので、平均すると一人当たりの保険料が高く、全国一高い保険料ということになります。この村の基幹産業であります漁業従事者の所得が高い。非常に喜ぶべきこととは思いますが、それにしても保険料が高すぎるのではと考えます。中間所得者、年金生活、子育て世帯にとって、負担感が大きいと思います。

北海道町村議会議員研修会の資料を見ますと、平成23年度国民健康保険料、一人当たりの調定額、

道内順位1番が猿払村で、一人当たり16万128円。最低が豊浦町の6万570円。その差9万9558円。2.64倍です。一方、23年度の一人当たり療養諸費順位は、1位が初山別村で49万1196円。猿払村は105番目27万4398円。町村平均でも32万7389円です。ちなみに初山別村の一人当たりの調定額は68位で9万6300円。猿払村とは1.66倍、6万3828円の差があります。全国的に見ても、保険料が2倍や3倍の地域格差が当たり前といった状況は異常ではと考えます。

選挙の季節になりますと、1票の格差が2倍を超えると違憲になるというニュースを見掛けますが、1票の重みも重要ですが、国民健康保険の地域格差のほうが、当事者にとって死活問題だと思います。初山別村と比べ、一人当たりの療養費が21万6798円も少ないのに、保険料を6万3828円多く払う。道内の多くの自治体で、猿払村より一人当たりの療養費が高いのに保険料がかなり安い。どうして、このような会計が可能なのか質問いたします。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の太田議員の御質問にお答えいたします。確かに、本年6月の北海道新聞に、一人当たりの年間保険料が高い自治体、国保料、猿払村が最高額だということで報じられました。この一人当たりの年間保険料といえますのは、国民健康保険税のうち、介護納付分を除いた医療給付分と、後期高齢者医療支援分で、国民健康保険税を納めていただく調定総額を、加入者数で割り返した一人当たり平均額という内容でございます。

ちょっと前段の説明が長くなりますけれども、平成23年度分の調定額で、猿払村が全国一の14万1650円。以下、10位以内までには、本村を含めて道内8町村が入っている内容というふうになっております。御質問にもありますが、報道された保険税が高いというのは、税率が高いのではなくて、議員もおっしゃられたとおり、所得の多い世帯、被保険者が多く、限度額に達している世帯は国保課税世帯数の、議員おっしゃるとおり約4割を占めている状況でございます。また、一人当たり所得でも、猿払村は全国2位の223万7000円となっております。

りまして、本村のように所得が高い市町村の他、医療費が高い市町村におきましても一人当たり保険税額が高くなる傾向にあります。一方で、それらが低い市町村や、一般会計繰入が多い市町村は、一人当たりの保険税が低くなっております。

国保会計は、収入として、保険税、国からの療養給付費等負担金、低所得者軽減分や担当職員の給与費、出産育児一時金、葬祭費などに充てる一般会計からの繰り入れ、いわゆるルール分を主な財源として、加入者の病気やけがに対応して、必要な給付費や後期高齢者支援金、介護納付金、特定健診や健康事業などの保健事業費、繰り入れルール分に対応する経費を支出している会計となっております。

また、一般会計という普通交付税のように、一定の基準で算定する調整対象収入額と調整対象需要額により、医療費と所得格差を全国レベルで調整する普通調整交付金がありますが、本村のように所得が多い保険者については、不交付となっております。逆に、医療費が高く、保険税収納額が低い市町村には、国から、この普通調整交付金が交付されているという形となっております。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、御質問の、療養費が高いのに保険税がかなり安い。どうして可能なのか、ということですが、この普通調整交付金が交付されている場合や、それぞれ市町村の実情に応じて、国保特別会計の赤字補填分として一般会計からルール以外の繰り入れをされて、収支の均衡を図っている保険者もあるという形となっております。猿払村については、このルール分以外の繰り入れは現在は行っておりません。あくまでも国保の被保険者、国保の世帯の保険税等の中で会計運営をさせていただいてるという状況でございます。以上です。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：ルール以外の繰入金、法定外の繰入金に関しましては次の質問になりますので、その前にですね、調整交付金等、いろいろ難しいというか、複雑な財政処理があつて保険料が決まっているというのは理解するところですけども、お隣ですね、浜頓別町と比べてみますと、医療分

均等割、猿払4万2000円に対し 2万3300円。平等割、猿払3万7000円に対し2万7500円。所得割、猿払8.4パーセントに対し5.5パーセント。資産割は猿払30パーセントに対して34パーセントと、4パーセント高いんですが、後期高齢者支援分、均等割、猿払3000円に対し1500円。平等割、猿払5000円に対し2000円。所得割は同率の1.7パーセント。資産割は猿払30パーセントに対し6パーセント。大幅に猿払村の保険料が高いわけです。ちなみに、浜頓別町の平成23年度の一人当たりの調定額は10万4161円、療養諸費は34万8957円です。猿払村との差は、調定額で5万5967円安く、療養諸費で5万4016円高い。お隣の町です。保険料そのものの設定が高すぎるのではないかと考えますが、いかが考えますか。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：まず、国保特別会計の基本となる部分については、私の考え方としては、これからの質問にも反映されるかも分かりませんが、あくまでも国保の加入者の中で会計運営を行っていきたいというルールがありますし、私もそのとおりでございます。

ただ、この保険税を抑えるという部分については、それぞれ先ほども答弁しましたけれども、各自治体の都合といたしますか、いろいろなことがあるかと思っておりますけれども、その中で低く抑えるためには当然、一般会計からのルール分以外の繰り入れを当初からして、それで保険税率を決めているという所もあります。うちは、あくまでも一般会計からの繰り入れは行わない形でやっております。ただ、他の自治体の状況を見ますと、当初から数千万円という形の中で、一般会計から繰り入れをしてもらう前提で会計の収支の均衡を図ってるという自治体もございます。それと、医療費が進んでいく中で、足りなくなったから最終的には専決処分で一般会計から不足分を繰り入れしてもらうという形になっております。

当初、猿払村では4000万円近い基金がありました。その中で、経過として、どのくらいの基金を

持っていたらいいんだろうという形の中で、2000万円ほど基金を取り崩して、資産割を0（ゼロ）パーセントにして、所得割を8.2パーセントから4.1パーセントに変えていったという部分がございます。その中で、数十年、数年経っていく中で、この基金がほとんど0（ゼロ）円になった時代が、平成17年に0（ゼロ）円になったという時代がございます。そのときに、翌年度で3600万円ほど一般会計から繰り入れをしたという状況の中で、こういう形になりますと、毎年、一般会計から、医療費の動向にもよりますけれども、3000万円、4000万円という形でルール分以外の繰り入れをしていかなきゃ国保会計は成り立っていないという状況の中で、仕方なくといえますか、そのときは確か議会とも、いろいろ議論をさせていただきましたけれども、今の現状の保険税率にさせていただいたという形でございます。

私の考えとしては、あくまでも今の一般会計からのルール分以外の繰り入れを極力しないで、国保の加入者の方々の、一般財源と言われている保険税、それから国、道からの補助金の中で何とかやっていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：今の答弁をいただいて、2番目の質問にまで答えていただいたのかなと思いますけど、ただ、隣の町から比べても極端に保険税が高い。国民健康保険の特別会計の中でやっていかなければならない、一般財源から繰り入れすると一般財源が厳しくなるというのも、ある程度は理解するところでございますけども、ただ、本当にですね、先ほど浜頓別の例を出しましたが、ちょっとアレが高いんじゃないかなと思います。それは3番目の均等割のほうで、もう一度質問させていただきます。

次の2番目ですね、今と同じような答えになるかなと思うんですけども質問させていただきます。国民健康保険特別会計への一般会計からの繰り入れの可能性についてですね、もう一度、見解を伺わせていただきます。全国的に健保と国保を比べてみると、健保は若く、医療負担が安く、所得が高い。国保は、

定年退職した健保を抜けた人が国保に入ることから平均年齢が高く、そのため医療費が高く、年金受給者が多く、平均所得が低い。だから国保は構造的に赤字になりやすいと言われていました。

国保の平均年齢50歳に対し、健保は34歳。加入者に占める65歳から74歳までの割合は、国保が31パーセントに対し、健保は3パーセントです。元々、国保は農林水産業者と自営業者のために作られた保険です。会社で社会保険に入っていた人も退職すれば国保に入るわけで、当然、高齢化し、病気にかかる率は高くなり、医療費が高くなり、保険財政は厳しくなる。国民健康保険税を上げざるを得ない。

猿払村の一人当たりの国民健康保険税が高いのは、先ほども言われてましたが、漁業者の高額所得者が多いからと言われてはいますが、他の自治体によっては、先ほど村長から答弁いただきましたが、独自の国保税の引き下げや減免制度の拡充のために、当初から一般会計から繰り入れしている所もあると聞いております。日本一高い保険料を、一般会計からの繰り入れで少しでも安くできないかと考えますが、村の考えを、もう一度お伺いいたします。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の御質問にお答えします。国民健康保険税の算出の方法としては、地方税法第703条の中で、2方式と3方式と4方式という形の中で、賦課をしていいという形になっております。その中で本村については、この4方式を選択させていただいております。その4方式は、所得割と資産割と均等割と平等割になっております。この所得割と資産割については、応能割という形で行われます。それと均等割。

今は二つ目の質問ですか。失礼しました。申し訳ありません。二つ目の質問ですね。減免制度の関係ですか。均等割でなくて。

○議員（太田宏司君）：先ほど言った一般会計からの繰り入れの。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：そうですね。分かりました。申し訳ありません。国民健康保険については、基本的には加入者が支払う保険税で賄われてる

という形の中で、一般会計と区別した独立採算性が原則として成っている特別会計であります。

本村の国民健康保険条例では、保険税を減額する規定と、それから減免できるという規定があります。この減額につきましては、世帯の所得区分により7割、5割、2割を軽減するという形の中で、減免は保険税の納税義務者が災害その他特別な事情により、その納付が困難であると認められた場合に限り減免することができるという形になっております。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、赤字補填分をルール分外の繰り入れをしている保険者もあることは承知しておりますが、本村の国保特別会計については、今、申し上げた減額、減免分を含めた一般会計からのルール分のみ繰り入れを基本として、今後も独立採算の原則に保ち、会計運営を進めてまいりたいと思います。

この7割、5割、2割の軽減につきましては、先ほど言った応能割と応益割。これは、国で示されている部分については50パーセント対50パーセントの均衡を保ちなさいという形になっておりますけれども、本村では今、応能割が55パーセント、応益割が45パーセントという形になっております。今は、この55パーセント対45パーセントの部分については法改正がなされて、この7割、5割、2割の軽減率を使っていきたいという形になっておりますけれども、ちょっと私も離れてアレなんですけど、何年前かについては、猿払村は60パーセント対40パーセントという形になっていて、その場合については6割と4割の軽減割合しか使えませんでした。

それを、この度の保険税率の改正をするに当たって、この7割、5割、2割の軽減割合を使用するためには55パーセント対45パーセント、要するに応益割を45パーセント以上にしなければ7割、5割、2割の軽減割合を使えないという形になりましたので、保険税を改正するときには、均等割と平等割を1万円、1000円という形で、グッと上げさせてもらって、6割軽減の人は7割軽減、4割軽減の人については5割軽減、軽減になるかならないかという微妙なラインの人方については2割の軽減を受けられるような税の改正に、当時した経過もあ

ります。蛇足になりますけれども、経過としては、そういうような形でございます。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：減免制度については理解いたしました。ただですね、僕が言ってるのは、確かに応能割、応益割、あります。それは50パーセント対50パーセントでという、それも分かるんですけど、全体の保険料が高すぎるんじゃないか。それを言ってるわけですね。それでですね、村の財政、一般会計から繰り出しすることによって一般会計が厳しくなるというのも分かるんですけどもね、聞くところによると、一般会計からの繰り入れというのは、一人平均1万円ぐらい全国で行われていると。一人平均です。それで保険料自体を低く抑えていると。

猿払村には国保病院がありますが、専門性を要する治療、あるいは手術のとき、稚内、名寄、旭川、札幌まで通院、又は入院しなくてはなりません。医療の面で、それらの地域と比べるとね、ハンデがあるんじゃないかなと思います。この地域に住むことによって得るハンデですね。それを行政が少しでも縮めていくのも行政の役目ではないかと思うんですけども、再質問です。今の一般会計からの繰り入れについて、もう一度お伺いいたします。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：確かに、太田議員のおっしゃるとおり、うちには内科1本しかございません。確かに、専門的な医療機関にかかるというふうになると、村外の医療機関にお世話になるという形になると思いますし、当然、交通費等も掛かるかと思えます。その部分については、緊急の場合については救急車という形になりますけれども、自家用車ですとか、どなたかの車を頼んで自家用車で行かれるとか、公共交通機関を使って行かれる場合の特別な措置として、療養費払いという形もあります。

確かに、非常に村民の方については御迷惑をお掛けしているところですけども、何とかそういう部分での、今後の税率改正に向けてですね、何とか検討していきたいというふうを考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：それでは3番目の質問に移らせていただきます。猿払村に住んでると、国保、健保に関わらず、子どもが病気になれば稚内の小児科病院に仕事を休み診察に行きます。また、大きなけがの治療や手術をするにしても、稚内やその他の都市部の病院へ通院、あるいは入院しなければなりません。当然、負担も増えます。

健保の加入者は会社を病気で長期間休むと傷病手当が支給されますが、国保では基本的に支給されません。そのため、自分自身で病休時の生活費を蓄えておかなければなりませんし、入院給付金付きの保険に加入するなどの備えなどをしておかなければ、病気になっても安心して治療に専念することもできません。

また、健保は同じ保険料で扶養家族も健康保険の恩恵にあずかることができますが、国保は赤ん坊だろうと加入し保険料を払わなくてはなりません。猿払村では、均等割一人につき4万2千円の家族分を払わなければならないわけです。子育て世帯、年金生活者にとって、大変な負担です。

平成24年度末の国民健康保険基金残高は、先ほど村長の答弁にありました4338万円あります。また、国民健康保険特別会計において829万円の繰越金が発生しています。子育て世帯、年金世帯のためにも、医療分、介護保険分、後期高齢者支援分の均等割の見直しの考えはないか、質問させていただきます。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：前段で、いろいろと答弁も考えてみたんですけども、今まで、いろいろな形で議論をさせていただいておりますので、端的に申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、この保険税については、私は税率改正をした当時の担当係長でございましたので、当時は苦渋の選択をさせていただいたという形がございます。それで先ほど言ったように、応能割と応益割のバランスということも考えながら、さらに6割、4割の軽減割合を、7割、5割、2割の軽減割合にするためには、どうしてもこの応益割の部分を45パーセント以上

にしなければならないという形の中で、平成17年かな、そのときに税率改正をさせていただいたという経過がございます。

その部分については、私も、その後また保健福祉課長という担当もさせていただきながら、何とか被保険者の皆様方の健康における予防医療等も、いろいろ御努力をいただきながら、今現在、4000万円相当の基金を保有しております。この基金を全部使ってしまうという形には当然りませんけれども、現在、担当課のほうには新年度に向けて今、様々な税率の改正に向けてシミュレーションをしていただいております。

それは、減額する方向で何とかシミュレーションをしていただきたいという形の中で、その基金を、いくら取り崩すのかという部分はありますけれども、その一方で、改めてまた被保険者の方々には予防医療、要するに、医療費を増高させないような御努力もしていただきたい。その分、行政のほうも何とか税率を改正しながら、今、担当課のほうではシミュレーションをしていただいている状況でございます。

また、国のほうの今、税制改正の部分では、限度額の金額が、また2万円ほど上がるというふうな形で聞いておりますけれども、また限度額世帯の方については、改正後については、また多大な御負担をいただく形になるかも分かりませんが、何とか今、シミュレーションをしておりますので、新年度に向けて、何とか納税者の方に、ある程度、御納得いただけるような形での税率改正に向けて今、検討してる最中でございますので、御理解をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：保険料を考えていただけると。低く抑えるように努力していただけるということです。ただ、この均等割についてはですね、近隣町村を見ますと、浜頓別町は先ほど言いましたが2万3千円。中頓別町は1万7千円。枝幸町は2万3千円なんです。明らかに、猿払村の均等割は高すぎると思います。それが人数割になる

わけですから、これについても考えていただくようお願いいたします。

次の4番目の質問に移らせていただきます。国民健康保険税の資産割の考え方についてお尋ねいたします。猿払村では、医療分の保険税として土地、家屋の固定資産税に30パーセント、後期高齢者支援分として30パーセント、介護保険分として6パーセントの資産割があります。

資産割は、土地、建物の固定資産税に賦課していますが、住んでいる猿払村にある固定資産税だけです。他の自治体に持っている固定資産は対象外です。組合健保などの他の医療保険には資産割がありません。また、多くの自治体は、介護保険、後期高齢者支援分には資産割がない所が多いようです。道内においても札幌市、旭川市、江別市などの都市部には資産割がありません。

国民健康保険は、自営業、先ほどから言ってます農水産業だけではなく、退職者も国保の加入が義務付けられています。保険を払うほうの立場からすると、保険料の負担に関わらず受ける医療の内容は同じであり、医療サービスを受けた際の医療内容は同じであり、医療サービスの医療機関への負担も同じ3割です。同じ所得水準であっても住んでいる自治体によって差があり、不公平ではないかと考えますが、保険税の資産割をどのように考えているのか質問いたします。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：資産割の考え方でございますけれども、過去に猿払内においても資産割を40パーセント、20パーセントと取ってた時代がございます。平成9年度で資産割を、今、太田議員おっしゃるとおり0（ゼロ）パーセントにした時代が、ずっと続いてきた時代があります。その部分の内容としましては、当然、固定資産税も払ってるのに、国保の被保険者だけ、なぜまた国民健康保険税にその資産の部分が付加するんだと。要するに、酪農業だとか、いろいろな漁業者、一般の住宅をお持ちの方々が、ほとんどそうでしょうけれども、そういう議論の中で、一度、資産割を0

（ゼロ）パーセントにして、3方式で、ずっとやっていった経過がございます。

その中で、先ほどから答弁してはいますが、基金が底を突いてしまったという状況の中で、何とかもう一度、国保会計の健全化に向けて取り組まなきゃならないという部分を含めて、また資産割を復活させていただいて、応能割と応益割のバランスを取らせていただいたと。言うなれば、資産割を廃止してしまいますと、この所得割の率を異常に高くしなければ応能と応益のバランスが取りづらくなりますので、所得割を低く抑えるためには、やはり資産割を、どうしても設けなきゃならないという状況があります。

その中で、現在は資産割が30パーセントという形になっておりますけれども、先ほども議員の御質問にあったとおり均等割額も含めてですね、この資産割も改めて含めて、どういう形で減額できるかという形の中でシミュレーションを今、担当課のほうにやっていただいておりますので、その結果が出るまで、また議員様方と御相談をさせていただきますけれども、その辺を御理解をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：先ほどから議論に出ています応能割、応益割。その部分があって、保険税率を上げないためにも資産割が必要なんだと、そういう答弁をいただいたわけですけど、それも理解できるんですけど、ただですね、固定資産税を払っている土地と建てた住宅が、この村にあるわけですよ。ローンを払い、固定資産税を払い、住宅の維持補修費のためお金を貯め、定年になり国民健康保険に加入し、猿払村に住むと固定資産税は、介護保険分、それから、アレを全部合わせると、66パーセントは固定資産税が増えると同じことですよ。年金生活から払うのが大変だと思うような人も出てくるんじゃないかと思うんですよ。また、家を維持していくのにね、それだったら家を維持しなくても、公営住宅に入ったほうがいいんじゃないかと、そんなようなことを考える人たちも出てくるんじゃないのかな、って考えるんですよ。だから、先ほど、

これも含めて全部を見直していただけるということです、その辺も検討していただければと思います。

それと、もう一つ再質問になると思います。社会保障制度改革の項目や道筋を定めたプログラム法案が国会で、国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移す、その改革を14年度から17年度に実施するとなっていますが、市町村へ移管されるとですね、現在、今の固定資産税を含めて、賦課の対象がいろいろ変わってくると思うんですよ。当村の保険料に対して、その辺の影響はどのように考えているのか質問いたします。

○議長（山須田清一君）：荒井保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒井輝彦君・登壇）：私のほうから、ただ今の御質問の答弁をさせていただきます。今のプログラム法案の行方ということでございますけども、ちょっと外れるかもしれませんが、今現在、村長が保健福祉課長時代、そして私もそうなんですが、北海道の広域化支援方針検討会議という所で、北海道全体の国保運営ということで、様々な観点から協議をしている組織がございます。そこに、猿払村は御承知のとおり全国1位ということもありまして、道内の委員に選ばれた経過がございます。一度、切れたんですが、また今年度から新たにということで、また2年間、委員ということになっております。

その中で、北海道で、共同安定化事業ということですね、高額医療費、それから、高額医療費は一定の金額をオーバーした分が国保で、本村が高額療養者が増えますと、その分、国保負担が増える。その分を、極端に増えるものですから、北海道全体でプールして支援しましょうという制度がございます。それは、一定の拠出金を出して、その年その年の実績に基づいて負担をされるという制度がございます。その他に、財政調整交付金という先ほどお話もありましたが、調整交付金の国からの比率が、今度は各都道府県に数パーセント加重が多くなるという制度に今、変わろうとしています。そういったときに、拠出金と、それから交付金の差で、一体どういったバランスで埋め合わせができるかということも検討しております。

ただ今の御質問の部分では、北海道1区となる見込みで、平成29年度あたりからということで今現在、動いておりますが、その平成29年度に北海道1区となった場合には、当然、2方式、3方式、4方式で、それぞれ、いろいろな市町村が保険税を課税、賦課しているものですから、どういった方策がいいのかということは、これからまた検討されます。

問題は、猿払村は保険料が御承知のとおり全国一高いと。また、低い所は、その半分ぐらいで済んでいる所もありますが、これが北海道1区に仮になりますと、おそらく、うちの村は下がるでしょう。ただ、上がる所は当然出てきます。そういったバランスが一体どう取れるのかというのが非常に、今までも、おそらく北海道1区として進んでこれない一番の問題だったと思います。

今年、北海道から、各市町村の国保課税データを提供して、どの程度の北海道1区の保険料になるかというのを試算するというところで、各市町村の意向を調査されております。猿払村は、お出しますということで返事をしていますが、まだそのあたりの試算はできてないんですけども、そういった形で今、北海道1区に向けて動いているというところがございます。御質問の答弁になったかどうか分かりませんが、状況だけお知らせします。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：それでは次の、介護保険についてお尋ねいたします。厚生労働省は、2015年度から実施する介護保険制度改革の意見書素案を社会保障審議会介護保険部に提示しました。12月20日に結論をまとめ、来年の通常国会に、介護の必要度が低い要支援1、2の人向けのサービス予防給付のうち、訪問介護とデイサービス、通所介護を2017年度に向け、市町村事業に移す案を社会保障審議会に示しました。社会保障審議会において、医療から介護へ、病院から地域、住宅への考えで、地域包括ケアシステムづくりを推進していく必要があるとされています。

要支援者は、単身高齢者や高齢の夫婦が自宅で辛うじて生活できる程度の方たち。それを支えているのが介護保険のサービスだと思います。サービスが

あるから、子どもたちが遠く離れていても住み慣れた地域で暮らしていけると思っています。訪問介護とデイサービスを市町村事業に移す。財源が厳しくなり、地域間格差が広がるのが懸念されますが、当村の介護事業への影響と、その対策をお伺いいたします。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の太田議員の御質問にお答えします。まず、村の現状を若干、御説明させていただきたいと思えます。猿払村では、要支援1が17名、要支援2が21名の、計38名の方が要支援の認定を受けている状況でございます。その中で、訪問介護、これはヘルパーですけれども、これを利用している人は、要支援1が1名、要支援2が5名の、計6名でございます。通所介護、これはデイサービスですけれども、要支援1が11名、要支援2が13名の、計24名の方が利用されております。

現在は、訪問介護、通所介護ともに、やすらぎ苑からサービスの提供を受けておりますが、いわゆる社会保障制度改革に関するプログラム法案により、平成27年度から平成29年度を目処に市町村の地域支援事業へと移行することが、議員 おっしゃるとおり、ほぼ決定となっております。

移行してからの運用としましては、事業費の単価は、訪問型、通所型のサービス提供の内容に応じて市町村が独自に単価設定できる方向ですが、上限については、全国的なルールに従う形で検討が進められております。利用料についても、市町村が独自に設定できるようにするという考えになっており、従来の予防給付から移行するサービスの利用料は、要介護者に対する介護給付の利用者負担割合を参考にしながら市町村が設定するとして、1割負担の料金を基本にする考え方が示されております。

市町村事業としては、移行されてきても、訪問介護においては今までどおり、やすらぎ苑の訪問介護事業所による身体介護等の訪問介護として継続できるのか。通所介護におきましては、やすらぎ苑による機能訓練等の通所介護で継続できるのか。それとも、現在やっている介護予防教室等を拡充していく

べきのかなど、いまだに不明な点が非常に多く、現時点では保険料にどのように影響してくるかということも明確にはなってはおりません。しかし、財源の内訳として、今までどおり国が25パーセント、都道府県、市町村が12.5パーセント、1号保険料の方が21パーセント、2号保険料の方が29パーセントを示していることから、保険料の精査等も含めて、介護保険の第6期計画に盛り込んでいかなければならない事項だというふうに理解をしております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：今、答弁いただきましたけれども、要支援1の方で1名、要支援2で5名、合わせて6名の方がヘルパーさんを今、利用していると。地域で介護していく、支援していく分では、ヘルパーさんの力っていうのは、これから、すごく大事になるのかなとは思うんですけども、その分、今のヘルパーさんの人数等、それで足りるのかどうか再質問させていただきます。

○議長（山須田清一君）：荒井保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒井輝彦君・登壇）：ただ今の御質問にお答えさせていただきます。今現在、ヘルパーさんは3名が福祉職員、やすらぎ苑のほうの職員としていらっしゃいます。介護といいますが、ヘルパー利用度によって、今現在、充足している、あるいは、大変な思いをしているということが、様々ではございます。

ただ、今後ですね、村事業に下りてきた場合に、また今現在、今の制度ですと、ヘルパーが非常に使いにくいというお声も、実はいただいております。これが市町村事業になってきた場合には、もう少し利用しやすいような裁量ができるのかなというのは、現段階では期待はしているところなんです、そうすると、利用される方が増えた場合には、3名で足りるのか足りないのかということところは、正直なところ非常に微妙なところかなというふうに思います。御答弁になってないかもしれませんが、今現状はそういうところなんです。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：次の質問に移らせていただきます。同じく、厚生労働省が示した改革案で、特別養護老人ホームへの入所を、原則、介護の必要性が高い中重度者に限定する。要介護3以上にするということですが、1段階下の要介護2。今回、見直された部分ですが、要介護2の認定の目安は、身だしなみや掃除などの身の周りの世話の全般に助けが必要。立ち上がりや歩行、移動に何らかの支えが必要。排泄や食事に見守りや手助けが必要などがある。問題行動や理解の低下が見られることがある。要介護2と3の介護認定の目安は、助けがいるか、一人でできないかの違いだと思います。

介護は自宅で受けたいと多くの方が思っていると思いますが、連日連夜、在宅で介護を行っている方の苦労は大変なものがあるかと思えますし、介護したくても仕事、家庭の事情で介護ができないこともあるかと思えます。特別養護老人ホームへの中重度者に限定されることに対し、現在の入居者、待機者の影響はどのようになるのか、質問いたします。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の太田議員の御質問にお答えいたします。前段で若干、説明をさせていただきますけれども、先日、厚生労働省は、特養への新規入所を要介護3以上の人限定する方針の修正案を10月30日の第51回社会保障審議会介護保険部会に提示し、同部会では、特養は在宅での生活が困難な中重度程度の要介護者を支える施設としての機能に重点化すべきであり、入所を要介護3以上に限定すべきと、基本的な方針は維持しつつ、軽度の要介護者であっても、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には市町村の関与の下、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に特養への入所を認めることとしてはどうかという考えを示しております。

要介護1、2でも入所が必要と考えられる、やむを得ない事情の特例要件として厚労省が示した案は、認知症高齢者であり、常時の適切な見守り、介護が必要であること。知的障害、精神障害等も伴って、地域での安定した生活を続けることが困難であるこ

と。家族によるサポートが期待できず、また、現に地域での介護サービスの生活支援の供給が十分に認められないこと。家族等による虐待が深刻であり、心身の安全、安心の確保が不可欠であること。この4点が掲げられております。既に入所中の者や、要介護3以上の新規に入所した者が、入所中に要介護1又は2となった場合でも、特例要件に該当する場合には継続して入所ができるものとなっております。

現在、やすらぎ苑の入所者30名のうち、要介護1が1名、要介護2の方が2名。また、入所申請されている待機者は14名おり、うち、要介護1が2名、要介護2が5名おります。今後、入所判定をしていく上で、やむを得ない事情等を考慮し、関係機関との一層の連携の下に、配慮をする必要があると考えます。

また、私の意見としては、今、国のほうでは要支援1、2を廃止して、要介護1から5までにすると。その中で今、太田議員が質問あったとおり、中度の部分だけの施設入所という形の方向に持って行って、あとの部分については在宅介護のほうに振り向けて行って、医療費の削減を図っていくというような考え方が示されているようでございますけれども、この部分については、私は非常に不満であります。反対であります。

実態が非常に分かってないというような状況の中で、それぞれの自治体、地域が受け皿をきちんと整備した後で、こういうことをやられるならまだしも、何も、猿払村においても今のところ、やすらぎ苑しかありません。この中度の方々以下の方が、もし在宅に帰されたり、地域で見る状況には、今のところは非常に厳しい状況であります。

ですから、地域で受け皿がある程度整った段階で、こういうことが話されるのは僕は構わないとは思いますが、今の現状では、私としては反対の意向を示して、何とか違う方向に持って行っていただければというふうな要請してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：要介護1、2、その人たちの介護をするといっても大変だと思うんです

よね。自宅で介護したくてもできない、いろいろな事情があると思います。しかしですね、ここの受け皿であります、やすらぎ苑に入所することができれば、事情が許す限り会いに行き、また状況、状態を知ることができます。村としてね、でき得る限り、その要望にこたえて、村の発展に尽くしてくれた方々を地域で介護できる体制を築いていくべきだと私は思いますが、今、村長が言っていました唯一の受け皿であります、やすらぎ苑のですね、体制づくり。増床を含めて、どのように考えているのか、もう一度、答弁いただきます。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：やすらぎ苑は今現在、30床という形の中でありまして、これを単に増床したいからといって簡単にできません。宗谷管内で特別養護老人ホームが何百床という形の中で設定がされておりますので、その中で、空きがなければ増床ができないという形になっております。

前村長、異村長からも、特別養護老人ホームやすらぎ苑の増床という形で、したいというような異村長の方針等もありまして、いろいろ検討はさせていただいて、現在に至って、何も解決に至ってないというのが正直なところ、現状ではございますけれども、その中で、今、示されている国の方針の中で、私がやはり、こだわりたいのは、やすらぎ苑とサービス等がダブるかもしれませんが小規模多機能、もしくは、それに類似した介護施設の建設が必要だろうと。それがなければ、今、やすらぎ苑を急に増床するといっても難しいので、前の、福祉寮的なものという形の中で話は進んできておりますけれども、それも何とか、福祉寮になるのか、小規模多機能型の施設になるのか、そういうことも今後、介護施設の検討としてやってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：それでは最後の質問に移らせていただきます。消防団員の確保について質問いたします。新藤総務大臣が、大規模地震や記録的豪雨などに対応するには消防団員の拡充強化が不可欠であるとし、地方公務員の入団促進を求める

書簡を各都道府県知事、市町村長あてに通知したということですが、当村においても昭和47年、そして昨年と、急速に発達した低気圧の通過で猛吹雪となり、暴風雪による断線などで猿払村のほぼ全域で停電、道路が不通になっています。

有事のとき、地域に密着した消防団の各分団の即時対応力が求められると思いますし、災害対応は元より、地域コミュニティの維持及び振興にも大きな役割を果たしていると思います。常備消防の充実は無論であります、消防団の充実強化が求められると思います。

現在、猿払消防団は7分団120名です。平均年齢46歳。他町村から見れば、まだまだ平均年齢は低いほうだと思いますが、各分団で年齢の偏りが見られます。第7分団で平均52歳、第8分団で58歳です。他の分団では平均40歳から45歳ですが、若い団員の確保が、これから難しくなっていくのだと思います。また、浜鬼志別地区、知来別地区、浜猿払地区においては、団員のほとんどが漁業者で、出漁時の団員の確保が懸念されます。

村内には、役場、農協、漁組等の団体があります。それらの団体、役場職員の入団について、協力要請も含め、今後の団員確保をどのように考えるのか、質問いたします。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の太田議員の御質問にお答えいたします。確かに私も、太田議員のおっしゃるとおり、消防団員の高齢化が進んできて、又は知来別、浜鬼志別、浜猿払の消防団員が漁に出ているときに災害があったとき、どうするんだという部分では非常に危惧してるところでございます。

また、総務大臣名で、消防団員に地方公務員の入団促進を求める書簡が各都道府県知事、市町村長あてに提出されたということでございますけれども、役場職員が消防団員になれないという規定はございませんけれども、役場の組織としては、災害発生時には村の防災計画により職員はそれぞれの部署に割り振られ、災害対応に当たるという仕組みを取っております。現状としては、団員になっても職員とし

ての動員ということに、どうしてもなってしまう
す。

ただ、農業協同組合や漁業協同組合等の団体につ
きましては、消防猿払支署や消防団本部が中心とな
って、団員募集への協力依頼はできることと思っ
てますし、私としても、機会あるごとに各種団体及び
村民に対して、消防団の重要性及び団員の確保につ
いて呼び掛けをしまいたいというふうに考えて
おります。また、村民一人一人が自分たちのまちは
自分たちで守るという意識を持ってもらうことで、
地域、消防団が一体となり、災害時に立ち向かえる
組織づくりも進めてまいりたいというふうに考えて
おりますので、御理解をお願いしたいというふうに
思います。以上です。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：現在、第5分団は
15名、平均年齢44歳。第7分団は12名、
52歳。第8分団は9名、58歳。特に第8分団に
おいては、分団の存続が危機的状況だと思いま
す。以前に私、質問したことがあるんですけども、地域
防災組織ですか、それを含めましてですね、特に第
8分団においては危機的な状況だと思いますが、今
後の分団の配置等を含めまして、どのように考える
のか、再質問させていただきます。

○議長（山須田清一君）：眞坂総務課長。

○総務課長（眞坂潤一君・登壇）：お答え申し上げ
ます。今、自主防災組織というお話も出ましたけれ
ども、村の防災計画、今、作成中のものではござい
ますが、災害時、発生時に一番、力を発揮できるの
は、やはり地域における組織が一番早く地域の方を、
いろいろ救ったり、お手伝いすることに関する機動
力としては、地域にきちんとした自主防災組織があ
ることが一番望ましいであろうと思います。

それと、役場職員の消防団員というお話もござい
ましたけれども、村長からの答弁内容にあったとお
りですね、職員の多くは、やはり鬼志別、この地域
に住む職員が多いもんですから、逆に、その職員が
鬼志別地区以外の分団に配置ということにも、おそ
らくなりませんかしょうから、そういう面では職員

として活動できる範囲っていうのは、やはり限られ
てくるのかなという整理ができるかと思います。

あと最後の、分団の再編というお話でございます
けれども、今に始まったお話ではなく、過去にも統
合された経緯もございますことから、こちらは消防
支署と、それから消防団、地域と、これからきちん
と協議をして、そういう再編には努めていく必要が
あるというふうに考えております。以上でございま
す。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：消防団は、全国的
に見ても高齢化、減少傾向が続いているようです。全
国の市町村の中には、新規採用職員が研修の一環
として入団している例や、全職員が入団して40歳
前後まで活動している市町村があるということです。
管内でも豊富町、中頓別町に、職員で消防団員の方
がいるということですが、ただ単に防災だけでなく、
地域住民との密着性の観点からも、役場職員、ある
いは教職員の方も、それらの方の入団も検討してい
ただければと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（山須田清一君）：ここで11時15分まで
休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（山須田清一君）：休憩前に引き続き会議を
開きます。

一般質問を続行いたします。

6番、野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：質問をさせていただきます。まず最初に、伊藤新村長に対しまして、当
選おめでとうでございます。先ほど、所信表明を聞か
せていただきました。力強い宣言、そういうふう
に受け止めていたしました。これからはですね、猿
払村が次の世代に向かって、いい形で引き継がれるよ
うに、一つ努力をしていっていただきたい。私たち
も、そういう形であれば、一生懸命協力をさせてい
ただきながら、一緒に村づくりにつながっていき

いなと、そんな考え方でおる 一人でございますので、どうぞ今後、御期待をいたしたいと思ひます。

最初に、高齢者について、という観点から三つほど質問させていただきたいと思ひます。1番目。100歳を迎えられた方に祝い金を進呈すべき、そういうふうに思ひますかということで、これはですね、昨年の9月に、私が議会で質問したところでござひます。ただ、当時、該当者が3名いらつしやるという御返答をいただきました。しかし、単独で100歳の方を表彰するんじゃなくて、開村90周年の式典が8月にありますと。そして、そこに御招待を申し上げて、その席上で表彰すると。そういう御答弁でござひましたし、実際に8月の25日の式典で、御招待をされました2名の方が、代理だと思ひましたけども、まいられまして、表彰を受けられた。そういうことではござひました。ただ、当初3名いらつしやる方が、途中で1人欠けられまして、2名と。そういうことではござひました。

私自身ですね、去年質問したときもそうなんですけども、これはですね、やはり100歳に到達するということは普通のことではないと。そしてまた、こうやって我々が今、ある程度、高齢者の域に入ってきましたでもですね、やはり100に到達するということは稀なことでもあります。そう意味でですね、全村民が、100歳に到達された方ですね、お祝ひの言葉を申し上げます。私は、そういうことが敬意を払うとか、そういうことではないだろうか。

また、100歳を迎えられた方もですね、一人で迎えられたわけではないと。そこにはやはり、ずっと支えてこられた家族の方々がいらつしやる。そういう方々に対しての敬意とか、御労苦とか、そういうものでの賜物であろうと、そんなふうに思ひますが、新村長はこの件について、どのようにお考えになられているかですね、この1点を、まず質問をいたしたいと思ひます。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の野村議員さんの御質問にお答えいたします。昨年からの経緯については、議員さんの今、御質問のあった内容でござひますので省かせていただきますけれども、昨

年の8月に開催した開村90周年記念式典で、2名の方に感謝状をお贈りさせていただいたという形になっております。今後につきましては、平成27年度に2名の方が100歳を迎えられる予定となっております。

村では、過去に敬老年金給付条例を制定して、75歳以上の方に敬老年金を給付して、その後、条例改正をしながら給付額を変更し、また、100歳以上の方に一時金を支給してきた時期もございました。しかしながら折からの財政状況悪化に伴い、行財政改革の一環で、平成14年度末をもって敬老年金給付条例を廃止、あわせて、一時金の支給も廃止した経過がござひます。

御質問の、祝い金の進呈ということですが、前段でも申し上げましたが、100歳、御長寿の方への敬意を表しお祝ひをするということは、もちろん大切なこととは考えますが、そのときそのときの財政状況によって、お祝ひ金を贈呈したり、廃止したりという形は、今後あつてはならないというふうには考えております。長く続けていくためには、お祝ひ金ということではなくて、お祝ひの記念品として、今後も90周年記念にお贈りしたのと同様の感謝状を贈呈させていただきたいというふうには考えておりますので、その点、御理解をお願いしたいというふうには考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：私も昨年の9月、そして今年の9月もですね、それぞれの地区で敬老会があった、そういうのを日刊宗谷さん、あるいは道新さん等で見させていただいておりますが、稚内市ではですね、敬老会に呼ぶ対象者をですね、例えば、9月1日なら9月1日という基準日というものを設けてましてね、これは多分、うちも同じだと思うんですけど、その方々に対して御案内すると。100歳の方についてはですね、その誕生日、100歳を迎えられた日というのを、基準日ということではなくて、そういう配慮もされてですね、記念品、あるいはまた祝い金をですね、届けている町村っていうのは、管内では多分、猿払と、浜頓別と、中頓別が実施していないのかなと。日刊宗谷さんの記事を読んでい

るとですね、ちょっとそこだけ、そういう記事が出てこない。稚内市さんも、豊富さんも、枝幸さんも、100歳の方々にもそれぞれ、お祝い金なのか記念品なのか、ちょっと分かりませんが、そういうのを、その年の誕生日にそれぞれ町長さんなり、副町長さんなりが、それぞれの所へ届けてると。

ただですね、やはり私は、村長自らがですね、判断をして、平成14年ですか、やはり財政的に非常に厳しくなると、そういうことですね、廃止された経緯っていうのは、私たち分からないわけではないです。しかしですね、これは異村長さんも、大変財政が厳しいんだと、そういう形の中で、いろいろなものを我慢してこられてね、昨年度は17.9パーセントですか、今年の決算では16パーセントを切るまでになってきたと。財政も改善をされてきてですね、やはり一番に、そういうお年寄りの方々にですね、敬意を表す。やはりそれが一番先ではないのかなと、そんなふうに思いますが、改めて一つ答弁をいただきたいと思います。

○議長（山須田清一君）：荒井保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒井輝彦君・登壇）：ただ今の質問で、ちょっと前段で私のほうから御答弁申し上げたいと思います。まずは、その100歳に到達された方へのお祝いということでは、前段で村長が答弁されましたとおり、やはり村側としては記念品ということで、まず考えを示していきたいというふうに今の段階では思っております。それと、基準日ということで、一応、村は考えておりましたが、今、議員がおっしゃるとおり、よその町では、誕生日の月に、それぞれお祝いしているというふうに伺いました。

ただ、私どもが当初考えておりましたのは、今年の90周年の記念式典で、代理の方に出席いただいた形で、皆様の前で顕彰させていただいたという経過もございますし、今後も、もし御理解がいただけるのであれば、村の表彰式が、ほぼ毎年されておりますので、そういった席上で、御本人が出席できないかもしれませんが、代理の方に御出席いただいて、多くの皆さんの前で顕彰させていただくというような方向で考えたいというふうに思っております。

一応、私ども担当課としては、記念品ということで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：100歳という形になりますと、敬老会を9月に開催させていただいております。なかなか100歳にもなりますと、敬老会に参加していただきたいといっても、非常に御無理なところがある方もおられるかと思っております。私のほうからですね、100歳ということで、代理の方で、昨年は表彰されたという経過もありますし、今後も代理の方に記念品と感謝状をお渡ししたいという考えは変わりませんが、100歳を迎えられる方、又は、そういう方々の顔を見にですね、私のほうから、御自宅だとか施設等に出向いてですね、感謝を表してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：今、御答弁いただきましたけども、100歳のお祝いというのはですね、内閣総理大臣からも、こういう大きな、素晴らしい賞状が来て、副賞というか、いわゆる銀杯も込みで来て、当然、代理としてですね、やはり村長さんが去年も持っていつていらっしゃる。本人の所にですね。そういうのであればですね、一緒に村長さんが、内閣総理大臣のと、そして村民を代表してね、村からのと、合わせて届けるということも、私は一つの方法だと思います。

それをですね、確かに今、戸籍のほうから言うと、本年度は該当者がいないようなんですが、来年度は2名該当するということですが、条例としてはですね、やはり復活するんであれば、復活するという形で早く、そういう条例を提出していただいでですね、また、いろいろなことについては、村長さんのこれからのお考えもあると思いますし、そういう方向性で一つ、進めていっていただきたいなと、そんなふうに思うところでございます。

本当は一緒に質問すればよかったのかもしれませんが、77歳、あるいは88歳。喜寿、それから米寿という、こういう一つのアレなんですが、しかし、私も地域に住んでおましてですね、それに

到達しないまま亡くられる方もいらっしゃると思います。確かに今、いろいろな形で長寿というか、日本全体が長寿という形で、女性では本当に世界最高の長寿命という形になっておりますけれども、しかし、それにすら、なかなか到達されないまま亡くなるという方もおりますし、77歳だと結構な方が到達されるのかなと思います、やはり、そこから一つ、米寿になりますとですね、かなりの人数に絞られてくると。

そういうことでもございますしですね、過去に、平成14年ですか、そのところで廃止を、財政が大変だということで廃止をされたものもですね、今、少しずつ財政も改善をしてきたと。そのくらいの余裕は少しできたのではないのかな、そんなふうに思いますのでですね、どうですかね、村長さんの考え方として、こういう方々に。金額をたくさんとか、そういうことは言いませんけれども、やはり、一つの到達した記念という形です、そういうお祝いあげたらよろしいのではないのかなと、そんなふうに思っています、これを質問しますので、村長さんの考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：77歳、88歳。喜寿、米寿という形での考え方でのお祝い金、もしくは、お祝いの品という形でどうだ、というような御質問かと思っておりますけれども、私は、1点目の質問と同様の答弁になってしまいますけれども、あくまでもお祝い金ではなくて、お祝いの品という形の中で検討させていただきたいというふうに思います。

確か平成3年度あたりには、100歳の到達者に50万円という形の中で支給をした経過もあるかとは思いますが、やはり、77歳、88歳、100歳という節目の中で、御尽力いただいてきた方々については、お金ではなくて記念品という形で、将来にわたって残していただきたいと思います。じいちゃん、ばあちゃん、ここまで生きて、村からこういう記念品をいただいた、という形の中でやっていただきたい。お金ですと、どうしても使ってしまうと何も残りませんので、僕は、村としてはお祝いの品という形で、検討をさせていただきたいというふ

うに考えておりますし、年齢のほうでも、77歳、88歳、100歳ということで御提案をいただきました。その中で、今の平均寿命で考えると非常におかしいのかもしれませんが、あくまでも100歳の方と、米寿の88歳の方について、一応、お祝いの品と感謝状という形で検討させてまいりたいというふうに考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：お祝い金と申しますか、村長さんは記念品と申しておりますので、別に私は記念品でも、大いに（聞取不可）なものであれば、それでいいのではないのかなと、そういう理解でございます。ただ、今の答弁の中で、100歳の方と、88歳の方に限定されたようなので、77歳の方はどうなのか、ということが一つと、100歳の方は、先ほど再来年、該当者が2名出てくるってことだったんですけど、この88歳、そして、私は77歳の方も、って言っているんですけど、それらの方については、平成26年度の方から対象にする考え方で、そういう理解でいいかどうか、その答弁をお願いします。

○議長（山須田清一君）：荒井保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒井輝彦君・登壇）：ただ今の御質問にお答え申し上げます。まず、77歳、88歳、100歳と、今、区切りの年齢が議員からおっしゃられて、村長の先ほどの答弁では、88歳、そして100歳には、お祝いの品ということで、77歳ということに関しましては、もちろん御長寿で大変おめでたいというふうには敬意を表します。

ただ、今現在ですね、敬老会が、御承知のとおり、昔は70歳以上の高齢の方が対象ということで、平成14年度あたりから対象者を70歳以上というふうにしておりましたが、その後ですね、大変喜ばしいことで皆さん御長寿ということで、人数も増えたという関係からかとは思いますが、平成15年度からは、敬老会の対象年齢を75歳に引き上げて、以降、今75歳で、一旦中断したときもありませんが、75歳以上の方を対象として御案内申し上げます。それで、失礼な表現があったらアレですけど

も、75歳で対象とさせていただいて、2年後に77歳、喜寿を迎えられて、お祝いの品というよりは、88歳、米寿になってお祝いをさせていただくほうが、こちらとしても、より敬意をといえますか、できるかなということで、88歳、それと100歳ということで区切らせていただいて、御答弁を申し上げております。それと、くどいようですが、お祝いの品ということで検討させていただきたいというふうに思います。

それともう一つは、先ほど、多くの皆さんの場で顕彰を、ということで私、表彰式というふうに申し上げましたが、もちろん敬老会も、たくさん御出席いただいて、百数十名の敬老者に御出席いただいておりますので、その顕彰の場というのは、また内部で検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：この、お祝いの品、感謝状につきましてはですね、平成26年度、来年度から実施してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：次に、高齢者生きがい教室。今、猿払村はですね、いろいろな保健福祉の関係とか、いろいろな形で、あるいはデイサービスとか、それから、やすらぎ苑の中のそういう中で、いろいろな施策を講じながらですね、やはり健康で健やかな生活をしていただいて、さらに長生きを助長してもらおうと。そういうことで今、いろいろな施策を打っている、そういうことは大変理解をいたしておりますが、こういう中でですね、カラオケをですね、やはり導入したらどうだろうか。

先日、これは90周年記念、自治会連合会の村民カラオケ大会ですね、やりました。若い方も、あるいは中間の年齢の方も出られましたけども、かなりの部分ですね、高齢者の方々が参加をしていただいたと。しかもですね、なかなか声量とかですね、そういうのは本当に素晴らしく、私は感動したところでございます。

ですけどですね、それぞれ、私どもの浜鬼志別の自治会もですね、なかなか、ふるさとの家もですね、指定管理者が変わって、カラオケも貸し出すのも、ままならないような形になりまして、いろいろ、一部ですね、前からあった、寄附をいただいてカラオケを付けてた部分、あるいはまた、新しく、機械がいなくなったという形で付けた分と。しかし、今式ですね、そういうものはなかったんですが、費用的には少なかったんですけど、CDでカラオケを、そういうものを導入いたしましてですね、何回か使っていただけと。

高齢者の方々にも、そういう開放していると申しますか、それを機会にですね、何か集まる機会が数多く増えていただければなど、そんなふうに思います。それだけが決して生きがいでもないし、長寿でもないと思います。ただ、そこの中の一つの中に、カラオケも少し役に立つと。そしてまた、そういうお話をする機会、あるいは、皆さん方の顔を見て出向く機会。そういうのが、一つは、生きがい。そういうものに、つながっていくのではないのかなと、そんなふうに思うところでございます。

ちょっと本題から外れたわけではないんですけども、そういう、今のほうでですね、そういうような考え方は持っていないのかどうか。カラオケっていうものを、開放できるようなね、そういうような、今、既存の場所を使ってでもですね、できないのか。

先日、10月22日でしたかね、豊富町の定住支援センターという所を、議会の皆さん方で視察してまいりました。そしたらですね、私も新聞とかで少し、議会に一度出したらですね、一回引っ返めて、あるいはまた、最後には説明を受けましたら、議会の賛成はいただいたんですけど、やはり理解を得られないで反対をいただいた議員さんもいたと。最後は賛成多数で押し切った、というような説明もありました。

そこにですね、カラオケルームがあつてですね、その他にまた、ステージ付きの200名収容の所に、またカラオケを配置して、それは新しく作ってるわけですから音響の効果とか、あるいはまた、外に音

響が出ないようにビシッとしたものがある、当日は、カラオケに来て歌っている方もおまして、ちょうど私たち視察に行ったときに、ちょっと余談になりますけど、うちの副議長さんがちょっと入ったら、捕まっちゃって、1曲ぐらい、何か楽しんできたのかなと、そんなアレもありましたけれども、これはすごくいい施設だなと。

うちの猿払村もこういう形で、お年寄りにそういう場所を、いつでも、ちょっと料金は少し掛かると思うんですけども、そういう施設があったら、お年寄りの方々も、ときどき来ていただいてですね、そしてまた、そういうコミュニケーションなんかも取れるのではないのかなと。そんなふうな期待からですね、こういう提案を申し上げておりますが、村長のお考えは、いかがでございましょう。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の野村議員さんの御質問にお答えさせていただきます。カラオケということにつきましては、一般的にカラオケ機械の用途としては、歌って楽しむという形を連想させていただきますけれども、私も、村長の就任前は保健福祉課長という形の中で、カラオケを何とか利用して、いろいろなリハビリ環境ができないかということで、当時、検討したことはございます。その中で、最近ではカラオケ機械を利用して、音楽プログラムですとか、体操プログラム、運動プログラムなどの高齢者の方たちのリハビリに活用できるものがあるというふうに、当時も聞いておりました。

御質問の高齢者生きがい教室等での導入ということですけども、歌ってカラオケを楽しむということと理解して、答弁をさせていただきますけれども、高齢者生きがい教室と考えられる現在の事業としましては、社会福祉協議会が毎月実施している、ふれあい学級。それと、社会教育で実施している百寿大学。その他、地区単位で活動している老人クラブ等があるかというふうに思っております。そのうち、ふれあい学級と、先ほど申し上げましたけども敬老会では、それぞれ年に1回、事業メニューとしてカラオケを実施しております。また、カラオケ愛好会でも老人憩いの家を御利用いただき、各自、好きな

ときに練習をされているというふうにお聞きしておりますし、自治会単位で導入して利用している地域もあるというふう聞いております。

御質問の、導入についてはいかがかということでございますけれども、新たな機器を購入してはということで、どのような形で活用することが有効か。望まれているのか。当面、様々な機会に住民のニーズをお聞きしながら、また、望まれている設置場所も含めてですね、防音設備の状況なども、正直言っております。山の高台の、老人憩いの家では、やはり老人の方々等が利用するには非常に不便であろうというふうにも考えます。一番いいのは保健センターということも、当事、僕は考えましたけれども、やはり防音という形になりますと非常に難しいということもありましたので、その部分を含めてですね、どういう形の所がいいのかということも含めて、検討させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：今、村長さんですね、防音対策とか、いろいろなこともある、活用したいということで、検討をさせていただきたいということなので、是非ですね、私も、お年寄りばかりでなくてですね、これ例えば、何ていいますかね、カラオケボックスですかね。そこまではいなくても、時間の制約もあるかと思いますが、例えばそういう中で、お年寄りの方でなくても、時間を制約した中でね、そういう開放も可能ではないのかなと思いますし、また、その辺はですね、部局のほうでですね、いろいろ検討していただいて、そしてまた、やはり主には高齢者、あるいはまた、そういう形の中でね、使って、そして健康の増進、あるいはまた、そういうコミュニケーションを取ると。そういう手助けになっていただくというのが主目的で、私も提案しているわけですから、そういう形の中で、導入を早期に図っていただきたいと、そういうふうに思うところでございます。

次、防災についてに移らせていただきます。今冬はですね、穏やかな日よりも続いております。しかしですね、昨年は、もう過ぎましたけど、 12

月8日の猛吹雪、停電。それから1月も猛吹雪、通行止め。2月、これも猛吹雪と通行止め、そして知来別地区は全部、浜鬼志別は一部停電ということがありました。3月の2日、これはもう、とにかく出ても歩かれない。同じ地域の中で、私も本当に、こんな吹雪は体験したことない。そしたら、その次の日ですか、道東地方で、あちこちで交通寸断されてですね、7名もの死者が出たと、本当に大きなニュースになりました。

この頃、本当に日本各地で大雨、あるいはまた土砂災害とか、いろいろなことが各地で起きております。しかし、大体インタビューとか、そういうところをアレしますと、生まれて初めて、こんなことは今まで経験したことがない、そういうことが日本各地で起こっております。そういった中で、そしたら猿払村だって、今まで、今年の3月2日の猛吹雪っていうのは、私もちょっと経験したことないような吹雪で、本当に外に出るっていうか、そういうこともできない一日でありましたけども、このようなこともあってですね、村の側として、どのような反省点、一冬いろいろなことを経験されてですね、どのような形で統括をされているのか。それを、例えば今年の冬、防災っていうものを、どういうふうに取り組んでいったらいいのか。そういう取り組みというものは、できてるのかと。

ちょうどですね、防災、アレなんですけど、ちょっと私、質問の最初にお礼を申し上げるべきだったんですけど、今年の1月に宝くじ事業で、浜鬼志別自治会に200万円ぐらいの防災の備品を買っていただきました。その中にですね、ポータブルのストーブも10台含んだり、毛布も50枚とかですね、今年は何か、先日、議長さんにお会いしましたら、知来別も、それから浜猿払さんも今年は当たったということで、本当によかったな、という形で思いました。それと、こないだ避難階段もですね、浜鬼志別に3か所、知来別も立派なものが整備されたということで、それは大変、地域といたしまして、厚くお礼を申し上げるところでございます。

しかし、そういう備品は、そういう形でそろったんですけど、やはり人と人との連絡、あるいは、今

こういうことが起こってるんだ、いや最後にこういうことが終わったんだと、そういう連絡っていうのは、やはり人だと思うんですね。人が防災を、どういう形で組み込めるのか。そういう取り組みをですね、今、村のどこの部署で、どういうふうに行われているのか、私はちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の野村議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思いません。昨年12月の6日から7日にかけて、ちょうど今頃でございますけれども、16時間にわたって村内全域での停電が発生しまして、村内各戸への緊急連絡が、IP告知端末を使えないという状況になってしまいました。このことに関しまして、村民の皆様には大変な御迷惑と御心配をお掛けいたしました。また、各自治会や消防分団の皆様のご協力により、それぞれの地域での対応をいただきましたことで、大きな被害、事故、けが人等もなく終わりましたことに、改めて感謝を申し上げたいと思いません。

さて、村では昨年の災害を受けまして、村有施設においては役場庁舎や国保病院、やすらぎ苑におきまして、非常用発電機等の整備をさせていただきました。また、一昨年には、議員さんおっしゃられたとおり、浜鬼志別自治会の自主防災組織に宝くじ助成金事業を活用し、防災用備蓄品の整備を進めさせていただきました。今年度におきましては、知来別自治会と浜猿払自治会、さらに村に対しましては、北海道の補助事業を活用して、防災用備蓄品の整備を行わせていただきました。その内容は、発電機やポータブルストーブ、毛布、非常用食糧及び水等を購入させていただきました。まだまだ猿払村の全地域を賄えるまでの整備とはなってございませんけれども、引き続き計画的に整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、昨年の長時間停電の原因となった電柱と電線に関しましては、11月下旬に北海道電力株式会社浜頓別営業所長を通じまして、同様な事故が起き

ないよう改修工事を実施したとの報告を受けております。

さらには、12月3日には、昨年、北海道で発生しました吹雪による車内、車外で死者が発生した痛ましい事故などを教訓といたしまして、宗谷総合振興局管内の雪害対策連絡会議が新たに立ち上げられまして、それぞれの各市町村、消防機関、警察署、電気事業者、道路、鉄道、航空、気象、協力機関、災害派遣機関等45団体により組織され、会議が開催されまして、災害情報の共有の下、いち早く情報伝達について確認されております。こうした情報を可能な限り村民に周知し、注意喚起をしたいと考えております。

また、停電時の情報伝達方法につきましては、FM電波を利用した放送が可能か、関係機関と調整中でございます。できるだけ早い時期に整備するための予算化を今後、検討してまいりたいというふうに考えます。

また、蛇足ではございますけれども、昨年の吹雪等の国道238号線の通行止めという形の中で、道の駅に相当数の方が避難されていたということで、ホテルのほうと協議をさせていただきながら、無償で宿泊をさせていただいて、避難をさせていただいたという経過もございます。そのような反省も踏まえながら、今年度から改修を進めている現在のホテルの改修につきましては、停電時に36時間発電可能な発電機を設置することで、暖房だとか水道などのライフラインを確保するような形での改修も進めてまいりたい、というふうに考えておりますので御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山須田清一君）：昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（山須田清一君）：休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：防災につきまして村長さんから答弁ありましたけれども、道の駅で36時間ですか、電気が継続して供給されるシステムを作ると。あるいはまた、今後、FM等を利用した防災放送を検討しているという御答弁がございました。

しかしですね、私はやはり、いつ起こるか分からない、そしたら去年に起こったですね、いろいろなパターンを想定して、今後、想定すべきって言ったらかおしいかもしれませんが、そういうのをですね、やはり消防なり、あるいは地域自治会なりですね、そういう所と連携を取るっていうことが、私は一番大事なことでないのかなと。その辺が、物があったり、なかったり、あるいは吹雪ということで、可能であったり不可能であったり、ということですけども、そこの中で、やはり人と人がですね、お互いに見えない所を、不安を持ってそれぞれやるところで、やはり、お互いに連絡網というのが一番大事なことでないのかなと。

去年、全てが、そういう連絡が必要なことばかりではなかったかなと思いますけれども、しかし、やはり村のほうとしては、地域として、どういうふうになってるんだ、あるいは、いろいろなことで、例えば知来別地区では2回も停電になっておりますよね。知来別のほうにつきましては、私、なかなか詳しい事情等は分かりませんが、浜鬼志別も一部ではありましたけど、2回目の停電があったと。その中で、会館等につきましては、ちょうど電気も入って、暖房も炊けて、1組、会館にお預かりしたとか、そこで少しの間、住まわせていただいたと。

ただ、ちょうど防災関連グッズが、本当はその前に納品になったんですけども、しかしそのとき、まさか、すぐ起こると思わなかったものですから、ちょっと間に合わない、使えない。それで、学校という場所にあるので、たまたま会館も電気が入ってたという状態の中で、そこまでは必要としなかったんですけど、それが終了してからですね、学校のほうから4台ほどこちらに持ってきて、灯油も用意してと。

今年の冬はですね、残りの6台をどういう形で活用できるかなど。学校ということは、やはり学校管理者がいるわけですから、我々が勝手に入れるようなものではありません。ただ、先日、ちょっと校長さんと、いろいろお話しをしましてですね、それを物置に移しておいていただくかと。そうすれば、学校の校舎であれば鍵という問題が、管理という問題がありますけども、物置であれば自治会、あるいは消防等ですね、1個鍵を預かって、非常時にはスピーディーに使えるかなという感じはしておりますけれども、やはり一つは、人と人との信頼関係の上に成り立っていることですので、そういう点につきましては、やはり、もう少し村のほうもですね、そういう積極的な考え方で進んでいかないとですね、住民の方々は大変心配ですね。

ただ、去年はいろいろなことがありましたけども、3月2日の、道東のほうでは死傷者が出たときもですね、少し経ってからの新聞で、この宗谷管内の音標地区でバスが1台立ち往生されて、そのバスの皆さん方を会館で、音標の地域の皆さん方が、それぞれいろいろなものを持ち寄って、(聞取不可)された。そしたらバスの中で、バスの皆さん方もですね、大変、地域にお世話になった。そういう本当に心を込めた感謝の意を表して帰られていったという、そういう災害にあったとはいえですね、そういう気持ちで帰られたということも、やはり人と人とのアレだと思うんですね。

そういう中で、お互いに、ここに同じく村内に、村長さんも、皆さん方も、我々も一緒に住んでるわけですから、一つの防災ということに対して、お互いに、事前にでもですね、いろいろな形で連絡し合うと。そういうことが、まず必要でないのかなど。その辺についてですね、もう一回きちんとした考え方を伝えていただきたいと思います。

○議長(山須田清一君)：眞坂総務課長。

○総務課長(眞坂潤一君・登壇)：ただ今の御質問にお答えいたします。まさしく野村議員さんのおっしゃるとおりでございます。先ほど来、村長が答弁させていただきまされたけれども、村としては、皆さんへの情報の伝達の方法としては、電気がある場

合についてはI P告知端末が有効に活用できるかと思えます。答弁の中にありました、停電時に活用できるものとしては、FM電波を使った、そういった放送が可能ではないかということで、ただ今いろいろ調べて、関係機関と、どの方法が一番有効かということで煮詰めている最中でございます。

ただ、議員さんが心配されるとおりですね、その周知の方法というのは、あくまでも村側から住民の方への一方的な放送でしかありません。昨年のような猛吹雪にあつて、それぞれの地区が孤立をしてしまうような状況になってしまった場合はですね、もちろん役場職員が応援に駆けつけることも、なかなか難しい状況が生まれるという面では、役場の防災の担当は総務課になりますけれども、そこからですね、各地域の自治会になるのか、消防分団になるのか、その辺は、まだはっきりはしておりませんが、そういった形で地域の状況を把握したりですね、地域の方からの、いろいろな情報を得るためには、最終的には、今は電話ですとか携帯電話での相互のやり取りができる方法に頼らざるを得ないというのが現状です。

総務課としてはですね、一方的な情報提供、早い情報については、いち早く村民の皆様にお知らせしようという仕組みは、もう作っておりますし、そういうことで、これからも進めてまいるところでございますけれども、今、作成中の防災計画にあつては、まさしく議員さんがおっしゃられたとおりですね、地域の自主防災組織を地域ごとに確立をしていただいて、そこと行政とが綿密な連携が取り合えるような、そういった仕組みを、これから各自治会さんのほうにも、きっと御説明に上がる機会があると思いますので、御相談をしながらですね、作り上げていきたいというふうに考えております。

それと、最後に野村議員さんからおっしゃられました、昨年、枝幸の国道でバスが立ち往生して、枝幸の地域の会館に、その方たちが避難をして、地域の方たちが食べ物ですとか、暖を取るものとか、そういうことで用意して下さって、大きな事故に至らないで、次の日に帰られていったということでは、非常に、そういう体制がですね、うちの村でも

取ればですね、各自治会さんのほうで、そういう受け入れ体制も含めた中で、これから御相談していければいいかなというふうに考えているところでございます。答弁漏れがあったら申し訳ありません。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：これからでもですね、いろいろな形で、防災に関する、どういうことが必要なのか、どういう連携の体制でいったらいいのか、いろいろと議論しながらですね、また作っていただければなど、そんなふうに思うところがございます。

次に、村政懇談会について。今年の秋は村政懇談会が行われませんでした。春はですね、私、ちょっと記憶をアレしちゃったんですけど、今年は村政懇談会がありました。ここには村長さんに、ということで質問をしておりますけれども、担当課は財政企画課のほうに取りまとめということなので、今年の秋は、なぜ村政懇談会が行われなかったのか。

大変、いろいろな形で、執行者がですね、やはり村民に出向いて、いろいろな意見を聞くと。ましてや、この時期はですね、新年度に向けて、いろいろな形で、予算を考えていくと。そういう時期の、ちょうど10月、11月というのは、そういう時期ではないのかなと。それが、異前村長が退任の表明はしておりましたけれども、しかし、退任のあいさつをしながらもですね、そういうことは可能ではなかったのかなと。そういう点をですね、1点、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の野村議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思いません。議員さんおっしゃるとおり、例年、まちづくり懇談会につきましては、春の5月頃と、秋の11月頃に、2回開催しております。また、今年の秋の開催につきましては、異前村長と財政企画課のほうと御相談をされまして、村長のほうから、新しい村長が決まった後に村政懇談会に赴いてはどうか、というような御意見もいただいたという形の話私も聞いております。

その後、私が就任してから、財政企画課のほうと相談をさせていただきまして、1月は新年度予算の各課の予算査定の聞き取りがあります。それをもって、1月下旬頃に自治会長会議を開催させていただきながら、2月の中旬頃には新体制の中で各地域のほうに、まちづくり懇談会として出向いてまいりたいと思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：あまり深くお話し申し上げませんが、必要ではあったんでないかなという意見を申し上げて、この3番目は終わります。

4番目の、小規模企業対策について。この件について、新村長の見解を伺いたいと。経緯といたしましては、今年の3月に、私の一般質問で、新規の工場誘致、あるいは企業再生ということで、工場等に対する改修について最高限度1000万円を助成するっていう予算が、今年の3月に1件、上がっております。ちょっと私にも勉強だつたんですが、それをお聞きいたしましたら、こういう条例があるんだということで、ちょうど、この条例が平成21年ぐらいに発布をして、これで3例目だという形で聞きました。今また、この12月補正で2件。2000万円ですから。12月に可決されれば、条例ができてから5件目になります。今年度は3件っていう形になりますね。

しかし、いわゆる工場と、そして限度額も5000万円以上で、最高限度1000万円。しかし私は、本当に村内の一握りの業種の方しか利用できないと。やはり、もう少しですね、小さい、零細な、そういう方々でもですね、使えるような。それと今、なかなか土木にしても建設にしても、我々の商工業にしてもですね、あるいはサービス業にしても、大変、岐路の時期に来ていると。やはり、次を目指していただける、そういう後継者が、なかなかいないというのも実態でございます。そういうためにもですね、何か村もですね、思い切った対策を打てないものかなと。そんなことで質問したところでございます。

ただ、今は村長さんになられましたけど、当時は課長さんが、3月の段階で、6月の議会に提案すると。だけど、6月は申し訳ありませんと。しかし、9月もですね、総務経済常任委員会ですかね、そこでありましたけれども、今の中小企業活性化、あるいは企業再生条例のほうの限度額 3000万円を2000万円に下げましたけれども、新しく小規模のほうにやるものは何も提案されなかった。一般質問もしなかったんですけど、12月は是非、私はこの問題を取り上げて、本当に村長さんは、こういう形でね、やる気があるのかどうかと。そこを、どういう捉え方をされているのか。そういうことで一つ村長さんが、どういう考え方でいらっしゃるのか、答弁をいただきたいと思います。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の野村議員さんの小規模企業対策ということでの御質問に答弁をさせていただきたいと思います。本村におきましての企業については、言うまでもなく中小企業がほとんどでございます。その中で、特に商店関係については後継者の問題もあるかというふうに考えております。

私としては、今後、地域経済が疲弊しないよう、できるだけ多くの企業を村内に存続させながら、雇用を守り、さらに拡大できるような取り組みをまいりたいというふうに考えております。その一つとして、今、議員さんがおっしゃられた、前村長時におきまして、先の9月定例議会において猿払村企業誘致及び地域企業再生促進条例の一部を改正させていただき、事業を行う企業の追加や、投下資本額の減額をさせていただき、より利用していただけるようにしてきたところでございます。

今後は、新村長として小規模企業について、どのように考えてるかというような御質問の中で、これは一つの例ではございますけれども、拡大枠として、村内の製造業ですとか小売業などが、設備投資だとか備品購入などを行う際に、その費用の何分の1かを補助できるようなことも考えていかなきゃならないというふうに考えております。ただ、そのことについては、財源的なことも鑑みながら、商工会等の

関係団体と、どういうことが必要なのかどうか、ということ踏まえて検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：今、村長さんから答弁ありました。しかし、私も3月と6月で質問をいたしましてですね、9月は確かに、中小企業の再生条例につきましては、限度額を下げたっていうことは分かっておりますけれども、3月に最初に質問いたしました、いわゆる小規模、零細については、9月でも何もお答えはいただいておりません。そして、どうするという方向性も何も示していただいておりません。今もですね、どういうふうにするのか。

私はね、やはり新村長に期待しておりますから、やはり少し大きな目でね、見ていただいて、どういうふうにされていくのか。そのぐらいのことは当然、ずっと考えてきたんだろうと、そんな期待を持っておりましてですね、もう少し踏み込んだ考え方がというのはできないですかね。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：当然、小規模企業に関しましては、先ほども言わせていただきましたけれども、後継者問題という部分は、これは当然、行政だけが単独でやっていけることではございませんから、商工会のほうと、将来的な商店、これからどうしていくんだと。担い手の部分も含めて、どうしていくんだということも考えていかなきゃなりませんし、当然、先ほど一つの案として提案させていただきましたけれども、そういう設備ですとか備品等の購入時においてですね、どのような形で助成ができるのかということも考えていかなきゃならない。

当然、これは一般財源になりますから、どこまでの助成ができるかということについては、先ほども答弁させていただきましたが、財政のほうとも、これは当然、検討していかなきゃならない。それと、商工会として、どのような形で望んでいるのかということも、これは当然、行政と商工会等も含めてですね、検討していかなきゃならないという形に考えております。

また、備品等も含めて、インフラ整備も、どこまで対応していけるかということも当然、並行して考えていかなきゃならないというふうに考えておりますが、ただ、議員さんがおっしゃられたとおり、何をどこまで、いつにやるんだ、という部分については、今後、行政と商工会等との検討をさせていただきたいと。その後に、お示しをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：それ以上、出た答弁はいただけませんでしたけども、村長さんの所信表明にですね、人、もの、情報の行き交うまちづくり。安全、安心で住みやすいまちづくり。いろいろと書いてありますけれども、それは私も今年の3月に、そういう質問をいたしまして、当時は課長さんだった現村長が、答弁をされておりますから。課長さんのときは、6月にやりますって 言ってたんですけど、今は村長さんですから。いつ、やりますかね。考えて、どの程度の規模とか、内容とか、いろいろ、また商工会さんとも、いろいろな形で皆さん方の御意見も聞く、あるいはまた、財政な含みもあるでしょうから。どういう形でやるにせよですね、やはり私は、そういうのは緊急を要するのではないかと。

少し、土木の業界もですね、建築の業界も、今年は忙しいです。しかし、去年までは何も、そんなに忙しい年ではないような気がします。そしてまた、その他のサービス業、あるいはまた我々の、私がアレする関連の小売業につきましてもですね、宗谷管内自体が、ベースになる人口が少しずつ 減ってきている。あるいは観光も、3.11（東日本大震災）、その後は本当にひどい様でしたね。やはり皆さん、いろいろな形で辛酸をなめて、本当に我慢をして、やっと去年から少し、観光も入り込みも盛り返してきたかなと、そんな状況でございましてですね、なかなか、そんな民間に余力はありません。

そしたら設備投資ができるかといえば、そういうことではありませんけども、しかし、やはり確実に、そういうもののレパトリーは増えていると思います。そこにまた後継者の問題の中でね、私は、そういう決断を早くしていただきたいなど。そういうこ

とで、どうですか、もし期限が切れるのであれば切ってください。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：同じ答弁の繰り返しになるかもしれませんが、商工会も含めて、うちの行政、財政等も鑑みながらですね、今後、早急に議員のおっしゃるとおり検討してまいりたいという部分で考えておりますので。ただ、期限につきましては、いつまでという部分については、今の現在では答えられないということで御理解をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君）：終わります。

○議長（山須田清一君）：次に7番、山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：それでは通告書に基づいて質問をしたいと思いますが、その前に、新村長就任おめでとうございます。そして、これは住民も非常に注目してることですが、村長の今後の行政の舵取りに注視してるところでございます。

質問ですが、過疎化対策についてお伺いしますが、この過疎化対策というのは非常に大きな問題でして、大体、一般質問に出てくるほとんどのものは、この過疎化対策につながるのではないかと私は思っております。その中で7項目ぐらいについてお話を伺えたいと思いますが、まず最初に、異業種間の産業連携ということ、村長は以前からおっしゃっておられました。

総務省の予測では、北海道の総人口は、2005年には563万人であったものが、25年後の2030年には424万人にまで減少するという予測が公表されています。全道179市町村の中で、猿払村は5番目に高齢化率が低い地域であり、宗谷管内ではトップであります。これは、本村が誇る基幹産業が活性化している証しでもあります。しかし、このままでは、今後、人口が減少し、過疎化が進行するのは明らかであります。基幹産業である漁業、農業のさらなる振興と、今後、基幹産業になり得る可能性を秘めている観光産業などに本気で取り組み、さらなる活性化を図り、過疎化に歯止めを掛ける努力が必要であると考えます。

村長は公約の中で、異業種間の産業連携促進を支援すると述べていますが、異業種間の産業連携とは、どのような分野での連携なのか。また、早期に実現可能なものなのか、まずはお聞きします。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の山森議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。私も、村の産業の活性化を図るためには、個々の企業努力に加え、業種の枠を越えた協力体制を作り、村の製品のブランド力の向上につなげたり、新商品の開発にもつながると思っております。

まずは漁業、酪農業、商工観光などに携わる方々と異業種交流会をさせていただきながら、その中で、異業種の主体が、それぞれのノウハウや強みを共有しながら異業種連携強化につなげていければというふうに考えております。その後、地域資源を生かした取り組みを実施する場合には、中小企業地域資源活用促進法の農商工の連携の国の支援策等も利用しながら進めてまいりたいと、あらゆる補助金を探しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

早期に実現可能なものは何かという部分では、今、考えておりますことは、昨年からちょっと若干遅れ気味でしたけれども、これから異業種の方々の組織を立ち上げてもらって、ホタテや牛乳などの地場産品を使ったB級グルメの開発を、これから取り組んでまいります。もし、そうなった際については、皆様方の御協力をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：今のお話の中の最後にB級グルメというお話がありましたが、私もその委員会に参加をしておりますが、それがまた話が進まない。飲食店というのが年間どんどん減ってきてましてね、猿払管内でも今は旅館業も含めまして3軒とか4軒とか、そのぐらいの規模になってしまっているのではないかと思います。やってやれないことはないという感じはしております。ただ、それも昨年に話が来たただけであって、一向に話が進んでいないと。まず、そこから始めなければならないとい

うふうに思いますが、これは紙に書いた上で物をしゃべっていても何も話は進まないですね。ですから、とにかく行動して、少しでもお話を前に進めさせていただきたいと思います。

そして、漁業、農業、観光とおっしゃいましたが、例えば漁業協同組合と対応しようとしても、これは村長も多分、分かっていると思いますが、おそらく自分のことで精一杯なんです。それでブランドがどうの、ああだこうだと言っても、多分、うん、という感じで終わってしまうのではないかと私は思っています。ただ、漁組では今、6次産業に向けて自分で何かをしようと模索をしている段階でもありますので、その辺も含めて、是非、関係団体と話を進めていければと思っております。

また、これは稚内市で二、三年前から進めてる事業でもありまして、私も市役所に行って担当部長からお話を聞きましたが、ホタテ貝殻の再利用という部分で、最近、非常に注目を集めております。一説によりますと、ホタテの貝殻が1000トンあると、商品にすると210億円の価値があるとまで言われております。浜鬼志別、シネシンコの浜に行きますとね、何万トンというホタテの貝殻があるわけですよ。あれがお金に見えるのか、ごみに見えるのか。今までは、例えば広島県にカキの養殖にするためのね、苗床のためのものを送っていた。それも、すごい安い値段で毎年、何万トンというものを送ります。それが違う利用をすると、もの凄い価値のあるものになっていく。それがブランド化していくのではないかと私は思っております。

稚内市では、いろいろなものを検証しまして、最後に残ったのが牧草地の土壌改良剤。これが一番効果があったと聞いております。その他には、例えば、昔から使われてます、暗渠の中に入れてしまおうとかね、それとか滑り止め剤。これは砂とホタテの貝殻の割合をいろいろ変えていって、いろいろ実験をしましたが、効果は出るんですが、それが商店の自動ドアに挟まってしまって取れなくなってしまうとかね。砂よりも大きいものですから。いろいろな弊害が出てくると聞いております。それから、石灰の代わりとして。これも、農家の方が非常に負担が

大きいと聞いております。これをホタテの貝殻で代用するという実験も今、検証しているというふうに聞いております。

このように、近くでもいろいろな検証をして、何かをしようという試みをなされております。是非、本村でも、いろいろな検証をするのは、これはもう、いくらでもできるわけです。その中でどれがいいか。いろいろな方に聞きますけど、猿払村はいろいろなアイデアを出すんですけども、いつも他の町村に先に取りられてしまうという話も聞いておりますので、是非、前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問ですが、新規産業の創出について、お伺いします。過疎化、人口減少問題を解決する施策として、これまでも多くの市町村で、まちおこし、村おこしのための試みが数多くなされてきましたが、実際のところ、一時的な知名度の上昇であり、地域人口自体が増えるものはなかったのが現状であると考えます。労働人口を増やさなければ人口増の抜本的な解決にはなり得ず、村長も公約の中に新規産業の創出を掲げております。では、村長の思い描く新規産業とはどのようなものなのか、お聞きします。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の山森議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、新規産業という部分については、これといった具体的な部分は正直言って持ち合わせてございませんけれども、今後進めていく上で、産業や組織の壁を越えたオープンな考え方に基づいて、新たな付加価値を創出するため、まず異なる組織の人たちが集まって、新規産業事業を検討する場を作ってまいりたいというふうに考えております。また、行政としては、その後押しをしてまいりたい、又は、一緒に入って考えてまいりたいというふうに思っています。

また、新規産業の創出につきましては、すぐには結果は出せないかもしれませんが、経済産業省などのあらゆる補助金を利用しながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。これといった具体的な案を出さなくて、答弁になるかどうか申し訳ないんですけども、今のところはこういう考えで、すぐ、その場づくりを設置してまいり

たいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：結論から言えば、何も答えがなかった、というものが答えではないかと思いますが、おそらく、この質問の中で一番難しいのは、この部分ではないかと私は思います。私も質問を作ってる中で、何も浮かびませんでした。正直に言って。しかし、それでも日本全国を見るとね、いろいろなことをやって本当に成功してる地域がたくさんございます。皆さんも、その辺の一つや二つは知ってると思いますけども。たまたま成功したから有名になったというのものもあるかもしれませんが、先ほども述べたようにね、何かをしなればと、いつも同僚議員の質問でも出てくるとは思いますけども、何かをしなればならないです。実際に。でも、何をしたいか分からないから何もできないというのが現状ではないでしょうか。

そのためには、先ほどと重なる部分もあるかもしれませんが、地域の産業と連携をしてね、何かないかということは何回でも議論していく必要があるのではないかと私は思っております。その中で、先ほども述べましたが、漁組に行って話をしても、その話もならないというのであれば、こういうものがあるんだけど協力してくれないか、ということも行政から提案をすべきではないかというふうに私は思っております。是非とも前向きに検討していただきたいと思います。

次に、観光産業について、お伺いします。過疎化対策の最終目的は地域の人口増であり、どのような手段で住民の流出を防ぎ、他の地域からの移住定住者を促進するのか。そのための絶対条件として、本村が魅力ある村でなければならないと考えます。本村は広い面積を所有し、大自然あふれる地域であります。これは財産であり、その活用方法によっては大きな資源となり得るものと考えます。観光で訪れた人が本村に魅力を感じ、また訪れてみたいと感じるような地域づくりをし、人が人を呼ぶ施策が必要であると考えます。しかし、観光そのものが直接人口増につながるものではなく、人が集まる所には活

気があり、観光産業に従事する人の雇用にもつながるものであります。

ここ数年、本村も観光産業に目を向け、ふるさとの家の大規模改修や、複合店舗設置に向け着手をしていますが、その先の施策は、まだ何も見えていないのが現状です。観光の最終目的は、外貨を稼ぎ、地域の雇用を増やすのが目的であり、そのためには次の施策も視野に入れておくべきと考えますが、村長の考えをお聞きます。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の山森議員の御質問にお答えさせていただきます。議員おっしゃるとおり、現在、ふるさとの家の改修工事につきましては平成27年度までに完了と。複合店舗については、これは後の議員さんのほうにも御質問がありますけども、若干遅れ気味でございます。この部分につきましては、後でその議員さんからの御質問があらうかと思しますので、答弁を差し控えさせていただきますけれども、観光施策の一つとしては、山森議員のおっしゃるとおり、まず、外貨を稼ぐことと地域の雇用を増やすことは、これは非常に重要であるというふうに私も考えております。

ただ、観光振興の施策を推進するに当たって、今言いました2点におきましては、結果が出るまでには非常に時間が掛かるというふうに考えておりますし、私としてもまた、この他に住民を元気にする観光という点を念頭に置きながら今後、施策の検討につなげてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：ただ今の答弁の中に複合店舗というお話がありましたが、そのことについて若干お伺いしたいと思います。この複合店舗、私も観光協会の役員として何度か出席をして議論をしておりますが、この複合店舗建設に当たって、現在、2店舗又は3店舗の新規出店者がいると聞いております。大体の場所も、その人たちの何人かを集めて決まっているという話も聞いております。まだ正式には聞いておりませんが、そういう話を聞いております。

そこに複合店舗を建設するのは良しとしても、この複合店舗を建設するに当たって、ふるさとの家の売店は抜きにして、今現在2店舗ある。その他に3店舗が手を挙げたと。その後は5店舗ですね。ところが、道の駅さるふつ公園の設置及び管理に関する条例という条例があります。この中で、道の駅さるふつ公園の売店は、最大で3店舗まで設置する、というふうに条例で定められております。では、この条例は当てはまらないのかという問題が出てきますね。もし、この条例が当てはまるのであれば、なぜ先に条例を改正してから募集しなかったのかという問題が起きてきますが、その辺のことをお伺いします。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：今の条例の中では当然、3店舗という形の中では私も理解をしております。ただ、その中で今、2店舗を出店していただいて、あとは1店舗の空きしかないということは、これは十分承知しております。

その中で、あそこの活性化に向けて、どうしているかという形の中で、新たな出店舗の方々をお願いをしたところ、3店舗ほど新たに手を挙げていただいたという形の中で、今後、今の条例下であります面積、それから家賃、そういうことも行政のほうで素案として考えて、また、出店される方々の御意見を拝聴しながら、今の状況の平米数でいいのか、そういうことも含めてですね、検討させていただいて、きちんと御提案をさせていただいた中で、後に条例改正をすると。遅くとも3月の定例議会のほうには、各出店者の方々と御協議をさせていただいた中で、御提案をさせていただきたいというふうに考えておりました。

その中で、後先が逆だったろうというふうには僕は思っておりませんが、どのくらいの方が手を挙げていただけるかということも分かりませんでしたので、その後、きちんと分かった中で条例改正を踏まえて進めてまいりたいというふうに考えておりましたので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：はっきり言ってしまえば、これは後先逆なんです。では、条例改正が通らなかった場合どうするのかというふうになってしまいます。実際に今現在、2店舗なり3店舗の方が待機してる状態ですね。普通に考えた場合、出店しますと手を挙げて、おそらく1年。待っても1年でできるというふうには私は思ってます。もし自分がそう言われたのであれば。ところが、それを言っ、もうそろそろ何か月になりますか。今すぐ事を始めたとしても、これは、いつ完成するのか。まだ何にもやってないんですよ。出店者は決まってるのに何も決まっていないという。これはね、絶対しちゃいけないことだと私は思います。そのことについてお伺いします。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：確かに、出店者の希望を募ってから数か月経って、まだ何も決まっていないという状況については、これは手を挙げていただいた出店者の方々には大変御迷惑をお掛けしたということで、ここで改めてお詫びを申し上げたいというふうに思います。今後は、私も途中で退職してしまったという部分がありまして、担当課のほうには早急に今、進めていただけるようにということでお話をしましたので、3月中には、実施設計も含めて、最終的には来年度の秋口ぐらいまでについて、何とかオープンしていけるような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：来年の秋口までというお答えをいただきましたので、是非とも、これはもう本当に、出店待機者がいるということで、私の記憶では多分、何年か前にも同じようなことがあったような記憶もあります。これが2回あると、もう3回はないというふうに思っただけであればいいんじゃないかと私は思ってます。もし来年の秋口に、出店できるという予測をするのであれば、もう今すぐにも始めなければ。私はね、あまり行政のことは、よく分かりませんが、私でも分かります。今すぐ始めなければ、来年の秋には出店はできません。是非ともよろしく願いいたします。

では次に、国鉄再建法の施行に伴い、天北線が1989年、平成元年に廃止になり、鉄道網に代わって道路整備が進み、さらにマイカー普及率が上がったことによって、住民の多くが近隣地域へ足を運ぶ機会が増し、生活必需品を村外で買い求めるようになりました。このような様々な要因で、村内の商店街は徐々に減少し、今ではシャッター街が目につくまで衰退しております。また、後継者不足も、その要因と考えますが、行政としても、商工機関と協議をし、何らかの手立てを講ずる必要があると考えますが、村長の考えをお聞きます。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の山森議員の御質問にお答えいたします。私も、議員のおっしゃるとおりだというふうに考えております。私の子どもの頃から見ますと、各地域から商店が減ってしまっ、地元で商店がないということは、高齢者の方々などに非常に不便であろうというふうに理解をしております。僕の子どもの頃は、各地域には最低でも一つ二つのお店屋さんがあったというふうに思っております。その中で、現在、移動販売をしていただいているという所もあります。

将来的に考えますと、地域から、村から商店がなくなるというふうになっては困りますので、私としても非常事態というふうに考えておりますので、今後、先ほど野村議員から御質問があった案件も含めてですね、商工会など各関係機関のほうと早急に連携を取りながら協議を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：この問題も非常に根の深いといいますが、これは、どこの地域にでもあるものではないかと私も思います。これだけ情報社会になりまして、インターネットなり何なりというものが発達して、家にいながら何でも物が買える。買えないものがないと言ってもいいぐらいに何でもインターネットで物が購入できるようになりました。だからといって、では小売店とか商店という

のがなくなってもいいのか、という問題も考えられます。

今の子どもたちというのは、店というのはインターネットだと思っている子どももいるのではないかなと思うぐらい、大人よりもインターネットを活用して、いろいろなものを調べたり、物を買ったりということが上手ではないかと。学校教育でもね、ネットを使ったり、タブレットを使ったり、いろいろなものを使って教育を推進しておりますが、それがまた拍車をかけて、機械には強いけども、その他のものはさっぱり、という子どもたちも、たくさんいるのではないかと思います。

私の小さい頃も、やはり地域に店屋さんがありました。そこに物を買に行くと、行くのが楽しみでね、物を買に行ったりという。今の子どもたち、確かに車で出掛けて行って、どこかの店屋さんに行き物に行くというのはありますが、自分の家から歩いて物を買に行くと、行くということがなくなっている。自分で物を見て、選んで、買うという、小銭を握りしめて、小遣いをもらって買に行くと、そういう風景が最近、本当になくなったなという感じがしますが、そういうのは日本人としてね、非常に大切なものだと思いますので、今後の行政の舵取りに期待をしたいと思います。

では次に、住宅問題について、お伺いします。過疎化対策を協議する場合、必ず懸念される問題の一つが住宅問題であります。移住定住促進を進めるためには、腰を下ろして住む場所がなければ、対策そのものが頓挫してしまうと考えます。

現在、本村では老朽化した公営住宅の解体に伴い、新築公営住宅の建設、また、民間アパートの助成などにより事業を促進しておりますが、いずれも鬼志別地区に集約されているのが現状です。村内大規模農場で就労されている人たちの中には、現在、当地区に住む場所がなく、地理的な関係から浜頓別地区から通勤をしている人が多数存在します。また、冬期間の悪天候の通行止めの際は通勤が不可能な事態が起これば、農場の作業にも支障が起これると聞いております。

しかし、この地域の住民が民間アパートの建設を検討した場合、助成は、その地区に該当しないために苦慮を強いられているのが現状です。同じ猿払村民が同じ優遇を受けられないことは平等性に欠け、地域格差を広げる原因でもあります。この問題を解決するには条例改正も含めた検討が必要であると考えますが、村長の考えをお聞きします。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の山森議員の御質問にお答えいたします。私も今回、村長に就任するに当たり、各地域の方々といろいろなお話をさせていただき機会を設けさせていただきました。確かに、議員の御質問の御指摘のとおり、僕も声は聞いております。その中で、現状としては、民間賃貸住宅の建設費の助成対象地区につきましては、猿払村民営賃貸住宅の建設促進助成条例の規定に基づいて、集落排水施設の処理地区内と定められており、現在は鬼志別地区と、知来別地区と、浜鬼志別地区、及び浜猿払地区の4地区という形になっております。対象地区の設定に当たりましては、村内部で協議検討を重ねて、最終的には合併処理浄化槽の設置による追加費用が多大にかさむことに加え、コンパクトなまちづくりを進めるという考えの下、一定の人口がある集落排水区域に限定をして実施しているところでございます。

下水道の供用地区以外でも助成を認めるべきではないかというような御質問でございますけれども、当初の考え方にに基づき、当面は現行どおり4地区で助成対象地区というふうに考えてございますけれども、なお私もそのような声をお聞きしておりますので、この事業は平成26年度までの時限となっておりますので、今後の村内における賃貸住宅の需給状況や、当該事業の実施効果等を検証した上で、対象地区の見直し、助成事業の継続の有無を早急に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：この問題につきましては、私も、その地域の住民から何度もお話をお伺いしております。実際、今その人たち、アパートを

建てようとしてる人たちはどうしてるかという、浜頓別地区に探しているそうです。これは非常に悲しいというか、情けないというか。前村長にも私、お伺いしましたが、今、伊藤村長がおっしゃったように、村をコンパクトにしたいという考えの下に、そういう条例を作ったと聞いておりますが、では実際、コンパクトになるんでしょうか。あの大規模農場はどうするんでしょうか、という問題になってしまいます。これが50年後、100年後、150年後なら分かりませんよ。今の条例に当てはまるものを作らなければならない。遙か彼方の未来のことをね、考えて作ったのであれば、それは今の生活には適さないものであると私は考えます。

この住宅問題、例えば民間アパート。その方は2軒建てたいと言ってますが、作った場合、確か最大で300万円かいくらか分かりませんが、助成がありますね。それを当該地区以外に建てた場合、汚水桝の問題が出てきます。25人槽で二、三百万円と聞いておりますが、確か私の記憶の中では、建設課で聞いた話では、25人槽で二、三百万円でなかったかなというふうにお伺いしています。違いますか。もうちょっと上ですか。いくらでもいいですが、その掛かる分を助成金が減ってもいいと、おっしゃってるんですね、そのアパートを建てたい方は。減ってもいいから、とにかく建てたいと。では個人で建ててくれと。でも、せっかく猿払村の住民なのに、何でもらえないんだと。そこが一番の根本にあるわけですよ。

ただ下水道がないから建てられないのかと。勝手に建てろ、っていうのは、ないだろうという話です。もともとだと思います。同じ猿払村の住民として、同じ税金を払って、同じように暮らしてるわけですから。そここのところ、やはり住民の意見を酌んでですね、是非とも現実に向けて、しかも早急に。おそらく、このまま放っておくと、もっと大規模農場の従業員が増えた場合、みんな浜頓別地区に住居を構えて、浜頓別の住民になってしまいます。そのことを念頭に置いて、検討していただきたいと私は思っております。

では次の質問に移ります。高齢者福祉についてお伺いします。過疎化対策は、住民定住対策と同時に、住民の流出をいかにして最小限にとどめることができるかが課題であります。高齢者の流出の主な原因は、健康上の問題で医療機関の利便性のよい地域への移住や、老後の不安等で都市部の家族の元へ移住する住民も多く、今後さらなる高齢者福祉の充実を検討すべきと考えますが、村長の考えをお聞きます。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の山森議員の御質問にお答えさせていただきます。住民の皆さんが老後の不安なく、安心して住み続けられる村ということは、高齢者の皆さんはもちろん、お子さん、お孫さん、そして議員や私たち現役世代にとりましても大きな願いであります。その実現を果たすべく政策を展開していかねなければならないことが、村政を預かる私たちの最重要課題というふうに私も捉えております。

これまで歴代村政において、多くの関連質問や御意見をいただいており、特養を代表とした施設サービスや、近年は、総務課で実施している福祉タクシーの導入や運行時間の拡大、家族介護用品支給や寝たきり老人介護等の介護手当の拡充等、高齢者の皆様が村において少しでも生活していただきやすい環境の整備に取り組んできたというふうに私は理解しております。しかしながら、まだまだ充足できていないことは認識しております。

現在65歳以上の高齢者は、入院や介護認定などの方を除き460名の方がいらっしゃいます。保健センターである地域包括支援センターでは毎年、65歳以上の高齢者へのアンケート調査を実施しながら、その回答の中で、困っていることや不安なこととして、健康のこと、冬のこと、住居のことなどが要望としてあります。介護施設サービス、介護予防事業などが挙げられてもおりますけれども、この困り感や要望などを確実に押さえながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、施設サービスの拡充なども視野に入れた高齢者福祉の充実に向

け、私の施策の検討をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：さすが保健福祉課長を長くやっていただけあって、そういう面の答弁は非常に長く、適切じゃないかと私は思います。私は正直言って、そっちのほうは疎いほうでありまして、ただ、この問題は過疎化対策には絶対に切り離せない問題であると、私自身も考えております。今後、猿払村だけではなく、地域、また全道、全国として、特に日本は、これからどんどん人口が減って、高齢化率がどんどん上がっていきます。

暗い話ばかりしてもしょうがないですが、ついでに暗い話をしてみたいと思いますが、先ほど、北海道の総人口の話をしました。では、従属人口指数という、15歳から64歳人口に対する、それ以外の割合は、2035年には80パーセント超えると言われております。また、総人口は、北海道内において5000人未満の市町村は、2005年には62市町村であったものが、2035年には112市町村まで増えると。倍にはなりませんが、その近くぐらいにまでなってしまいます。5000人を切ってしまう市町村が、これだけ出てくるということは、人口が減るイコール高齢化率がそれだけ上がっているという、これはあくまで予測ですけども、まんざらでもない予測ではないかと私は思っております。

その中で、2005年から2035年、この30年間で総人口の伸び率がプラスになる、179市町村のうち5市町村がプラスになると予測されております。述べますと、恵庭市。これは札幌市のベッドタウンですね。それから東川町、東神楽町、音更町、芽室町。これは農業プラス近隣に都市があると。ベッドタウンということですね。東神楽町はちょっと前まで、新聞にも出てましたね、中学校までの医療費を無料にして、安く土地を分けて、住宅の助成して、若い夫婦が住むようになったというふうに聞いております。これは猿払村には、そんなものは当てはまらないだろう、と思うかもしれませんが

が、これは十分当てはまることだろうと私は思っています。

中学生まで医療費を無料にしよ、って言ってるわけじゃないですが、そういう当たり前のことを、当たり前にしただけで、当たり前に人口が増えた、っていうふうに私は思っています。先ほども言いましたが、まず何かしなければというものが、これが結果に表れたのではないかと私自身は思っています。また、この施策も5年、10年じゃなく、もっと前から考えられて、今やっと成果が出てきたということですので、是非とも前向きに、この高齢化のことに関しても検討していただきたいと思っています。

では最後の質問ですが、過疎化対策を検討する場合、全ての世代に目を向けなければなりません。その中で、定年者の雇用も検討すべき問題であり、本村でも、定年後に仕事がなく苦慮している住民が数多くいるのが現状です。シルバー人材センター設立には規制が厳しく、本村のような地域では適用外となります。また、行政が業務を担当しなければならず、実現には、ほど遠いものであります。

近年、人材派遣会社が地方へ進出し、本村でも水産業者などが利用しております。行政でできない事業も、民間では持っているノウハウを活用して事業展開をしている例が様々な分野で見受けられますが、企業誘致も含めた定年者雇用対策も今後、検討すべきであると考えますが、村長の考えをお聞きます。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の山森議員の御質問にお答えさせていただきます。高齢者の就労機会ということに関しましては、本年3月定例議会で議員から御質問がありました、シルバー人材センターにつきましては、村としましては、稚内市シルバー人材センターに問い合わせをし、資料の提供を受けましたが、議員おっしゃるとおり、立ち上げ時の人数制限や、国庫補助が減額傾向にあること、さらには行政側から運営費として多額の補助を要することなど、センターの設立には厳しいものと考えているところでございます。

人材派遣会社からの雇用ということに関しましては、労働力の確保には有益ではあるものの、聞くと

ころによりますと、短期間村に住んで、いつの間にか村を出ていくと。周りの人は、どこの人で、どこに住んでいるのか分からない。雇用主は、あくまでも派遣会社ということの事情で、治安面でも若干不安が残るというような声もお聞きしておりました。ただ、一方では、定年後の雇用や労働力不足という課題は残ることになります。

定年後の雇用対策として、シルバー人材センターという制度にはとらわれず、定年を迎えられ就業されていない方で、社会福祉協議会を母体として希望を募り、登録していただいた人材を活用し、安い賃金をお支払いし、例えば高齢者住宅の草刈りや冬囲い、除雪などを、安い料金でお受けするなどの仕組みづくりを検討してまいりたいというふうに考えております。様々な法的な制約があるかとも思いますが、少しお時間をいただきたい。

また、現在、団塊の世代の方々が、これからどんどん出てまいります。その中で、60歳を過ぎて定年という形になりますけれども、まだまだ御活躍ができるような状況にあります。当然、一生懸命60年間仕事をされてこられて、自宅にいて、また何もできない。趣味も何もできない。60歳を過ぎてから何かやろうと思っても、ふと思ったときには思い付かない、っていうような形になりますから、そういうような経験を生かした中で、村としても、いろいろな形で登用をさせていただいて、ボランティアという形ではなくて、安いかも分かりませんが、安価な賃金になるかもしれませんけれども、お支払いをしていただいて、そのほうが責任感を持っていただいて、地域の子どもたちや、地域に貢献していただけるのではないかとこのように思っておりますので、そういうことも含めて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：今の村長の答弁は、まさしく私が次に言おうとしていたことを、そのまま言ってしまうので、これ以上、言うことはございませんが、しかし、きのうも私、今年に船を降りた方とお会いしまして、言われたことがあり

ます。何か仕事はないかと。金じゃないんだと。もちろん、そうですね。お金じゃないんですよ。今まで体を動かしてたのに、急に何もすることがないと。その方は毎日散歩をしていますが、一日中、歩くわけにもいかないと。それで、何かないかと言うんですね。役場に俺たちは行けないと。何か仕事を作ってくれって言うんですよ。探せば仕事はいくらでもあるんです。自分で探す気力もない。しかし、何か地域のためにできることがあれば、喜んで手を挙げる人がたくさんおります。

これから、もっと浜の人間は、今のホタテ漁というのは定年制でありますので、私も60歳になると船を降りなければなりません。これから、そういう方が毎年、どんどん出てきます。その方は何をしてくるかという、大抵二、三年は遊んでます。しかし、その後何もすることがなくなるんですよ。遊び疲れたというか、今までできなかったことを思いっきりやるんだけど、まだ年金ももらえない。組合でいうと、配当金はもらえるんだけど、そんなもんだけでは、ちょっと不安だという方もたくさんいます。

遊んでる方も今現在、たくさんおります。やはり、何かすることないかと言うんですよ。自分で釣り船するわけにもいかないし。地域貢献できれば、もう余計いいって言うんですよ。そういう方がたくさんいるのに、それを仕組みを作る行政としては、何もしてあげられないというか、何もしないというのは、これは本当に、もったいないことだと思いますので、是非とも、その辺も含めて、いろいろな方とお話をして、村長自身も会話をして、声を聞いて、是非、住民の意見を汲み上げていただきたいと思っております。この辺で私の質問を終わります。

○議長（山須田清一君）：ここで2時25分まで休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時25分

○議長（山須田清一君）：休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番、眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：それでは通告に従いまして4点について質問したいと思います。新村長、大変な重責を背負うことになりましたが、健康に十分気を付けて村政運営に当たっていただきたいと。そういうことで、まず、今日の行政運営ってということについては、財政的な目的から、コストの問題から、やはり非常に難しい時代に入っていくという部分では、極めて慎重さを要求される。行政運営には、しかし、行政運営に慎重さは要求されるんだけど、慎重すぎてですね、石橋を叩いて叩いて渡らない。これは最悪。住民が最も不幸な、そういう状況だろうと、私は思うんですね。したがって、コストや何かも含めて慎重さは要求されるものの、今日の行政運営ってというのは、やはりスピードを求められる。

先ほどから、いろいろと同僚議員の議論を聞いて、時計の針が元に戻ったのかなと、錯覚をするような状況も感じられたし、非常に現状では厳しい舵取りが要求される。村長の今までの立場の数倍の努力が必要であるという部分では、これは当然、認識されるだろうと思いますけども、健康に気を付けて頑張ってください。そういうふうに思います。

それでは質問に入らせていただきます。まず1番目に、まちづくり理念条例、及び、村民参加条例。これは平成13年度に、森村政の時代に制定され、猿払村の憲法ともいえ、住民自治の最高規範とも位置付けられております。まちづくり理念条例及び村民参加条例は、施行されてから12年経過いたしました。この条例が社会情勢や現状の行政運営実態に適合したものかどうかということ、やはり検討し直す時期にきている。住民及び議会の意見を踏まえながら、この条例の改廃を検討する考えはないかどうか。

それと通告には、自治基本条例と議会基本条例の制定を共同作業で、という部分について通告に出しておりましたが、これについては、ちょっと下げさせていただきまして、この理念条例に対しての考え方を、まずお伺いしたい。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の眞田議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思いません。議員のおっしゃるとおり、猿払村まちづくり理念条例と猿払村村民参加条例は、平成13年3月に制定されまして、4月1日から施行しております。当時、道内ではニセコ町に次いで2番目の制定であったというふうに記憶してございます。議員も御承知のとおり、自治体の憲法とも言われるものであり、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めたものであります。

この本条例が、社会情勢や現状の行政運営実態に適合しているかどうかにつきましては、直ちに現行条例を改廃するということが必要であるという認識は今のところ、まだ持つてはございませんけれども、今後、先ほど取り下げましたけれども、議会の基本条例の制定内容、いろいろな特定事例もあるということも聞いておりますから、今後、調査検討を進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：端的にお伺いします。現状の理念条例、それと村民参加条例もあわせてお伺いしますが、この条例が今の現状に即したものであるかどうか、という部分についての認識。一言で結構ですから、お伺いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：私も議員の御質問があつてから改めて、正直、何年振りかで、この条例を読ませていただきました。12年経っておりますから、若干、今の現状、社会情勢も含めた中でですね、適合しない所もあろうかというふうに考えておりますので、今後、この部分についてもですね、検討して、直せる所は、若干、直していけるような形で、現状に即した形でいきたいというふうに考えております。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：現状に即した、という答弁をいただきましたけど、何が現状と違っているのか。はっきり言いますが、この理念条例、村民参加条例には、議会の役割ってというのは一つも

入ってないですね。言ってみれば、直接参加条例ですね。議会制民主主義という今の制度の中で、この条例は根本的から違っていたんですね。というのは、制定の時期、私も賛成しました。この条例について。しかし、条例に議会の役割がうたわれてないというのは、おかしいと。

しかし、当時としては、作った森村長としては、議会の体をなしてないから、議会については直接参加を求めるんだという、そういう考え方だったんだ、っていうふうに、私、本人から直接話を聞いて、なるほど、今のレベルではやむ得ないか、というような認識でいたんですけども、今も同じ認識なのか、ということなんです。議会制民主主義ですから、議会の役割って、どこでどう当てはめていくのかという、その整合性について、ちょっとお伺いしたい。

○議長（山須田清一君）：眞坂総務課長。

○総務課長（眞坂潤一君・登壇）：お答え申し上げます。答弁になるか、ちょっと疑問な点はありますけれども、この条例の制定のとき、私はもちろん職員でございましたし、大体の経緯というのは自分なりには押さえているつもりでございます。あえて議会の部分を抜いて策定したということも、私も聞いている事実です。その部分が、今の時代に合わないということも含めてですね、議会でも、これから議会基本条例を作ろうという動きもあるというお話も伺っておりますので、その辺も含めて、村としても、やはり議会とうたう以上はですね、議会のほうとも協議を進めていかなければならないというふうには考えております。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：分かりました。現状の、今の理念条例、参加条例については、直接参加条例という流れの中で作られたもので、やはり議会の役割（聞取不可）地方分権社会に対応するには、村民と村と議会が、どう関わって。それが初めて、対等の立場で回転させることが有効な行政運営手段だというふうには理解しますから。

この前ですね、今月の4日に議員研修をやりまして、町村議会議長会ですか、事務局長さんの講演を

受けて研修したんですけども、議会基本条例は基本条例で作った方がいいと。しかし、一方通行では駄目だと。やはり、理念条例からね、あわせて、一緒に考え方を一にしていかなければいけないだろうと。

議会の基本条例は作った方がいい。私が提案してもいいんですけども、しかし理念条例が、そのまま残ったんじゃ、ちょっと不完全なものになりかねないんで、そのあたり一言、協議しながらやっていただけるとい、この理念条例もあわせて考えていただけるとい、答弁はいただけないでしょうか。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：先ほど、議員さんから質問を途中で取り下げってしまったんですけども、そういう分では私の思いとしては、今のまちづくり理念条例、村民参加条例も含めて、議員さんの議会の基本条例とあわせて検討もしていきたいというふうな形で、答弁をさせていただいたつもりでございました。今後とも検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：是非、そういう作業の進め方をしていきたいなというふうに思います。

それでは2番目の、行政組織の活性化という部分について、お伺いしたいと思います。村の行政運営組織という部分では、課の設置条例がございますね。それによって組織運営されている。昭和54年に制定したものであると。平成14年に全面改正された。今日の社会情勢と、自治法で定める最小の経費で最大の事業効果への責務。それと、組織の硬直化によつての行政組織改革。これは常に見直していくんですよと自治法でうたわれておりますけれども、どう認識されているのか、お伺いしたいのが第1点。

それと、組織の活性化と、改革するとなると、何が組織の活性化を阻害しているのだろうか、という原因を洗い出さなければ、これを取り除いていく作業ができないというふうに、私は考えますんで、それらを調査、分析するという考えはないのか。二つめ。

それで、現状のこういうことで、そういう組織の活性化の阻害要因になってるんだ、という部分で明らかになった場合、課の設置条例を含む組織の改編だとか、職員の意識改革について、どうするのかという、そういう認識についてもあわせて、三つをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の眞田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。行政組織の改革の必要性につきましては、前村長が掲げた、わかりやすい村政により、機構改革及び定員管理計画に基づく職員採用が実施されてきております。改革は進めてこられたというふうに私は認識しておりますけれども、しかし、刻一刻と変化する社会情勢に対応するためには、さらなる組織改革を進めていかなければならないというふうに考えております。

組織の活性化や、改革のための阻害要因の洗い出し、排除ということでございますが、その要因の一つとして考えられるのは、財政状況が大変ひっ迫した平成15年度から5年間、人件費を抑制するため退職者を不補充としてきたことにより、職員数を減らしてきた結果、職員の年齢構成のバランスが崩れていることは否めない事実だというふうに認識しております。その後、平成22年度からは、臨時職員数の抑制とあわせて、積極的に新規職員の採用をし、バランスを取る政策を進めてまいりました。しかし、増員イコールすぐに事業効果に結び付いているかといえば、そうではないというふうに今、私は思っております。さらには、同じ事務を長く経験する職員の異動や、課長補佐職の削減を進めてきておりましたが、その効果は、なかなか表れてきていないというふうに思っております。

以前の議会でも御指摘を受けましたが、職員個々の意識改革は必要であると私も認識しておりますし、それは若い職員に限らず、管理職を含む全職員について、研修機会の提供や部局内での意見交換を奨励してまいりたいというふうに、私も強く要望しております。

私としまして、次回の議会までには機構改革に伴う条例改正の議案を上程し、御審議いただきたいというふうに考えております。そのために、それぞれの課、部局における事務量や、人員の配置状況を十分に自分自身で検討しながら掌握させていただいて、職員個々が、その力を発揮できるような職場環境を整える機構にしていきたいと思いますというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：地方自治法の第2条で、最小の経費で最大の効果を上げる責務があるんですよ、ということがうたわれております。それと、あわせてですね、15項に、常にその組織及び運営の合理化に努めなきゃならない、ということですね。果たしてだから、そういう思いでいけば、本当にそういう組織体系に常に見直していくという作業が必要だったんだろうというふうに私は思うんですね。それを過去もう数十年前から同じ流れできている。そういうことが、こういう組織の活性化を阻害した一つの要因なのかなというふうにも、それも要因として捉えられるのではないだろうか。やはり、組織が本当に活性化するためには、どうすればいいのかと常に見直しを図る。そういうことが必要だったんでないだろうか。そういうふうに思いませんね。

それと、最小の経費で最大の効果を上げる。平然と、行政が発注する公共の事業については高いのが当たり前だ、という認識の職員が数多く存在する。だからコストと、今、運営というような部分で、このあたりはどう認識されているか。

やはり間違いなくね、これからの組織運営のあり方というのは常に見直していかなければいけないんだろうかと、私は思うんですね。だから、そういう意味で、今一度ですね、それについて分析をしなきゃ駄目だと思うんですよ、どういうことかと。そして、これは何年に1回は見直しをするよと。この組織のあり方や何かについても。そういうことも、やはり協議していかなければいけない。それと、公共事業は高いのが当たり前だという認識。この根拠

がはっきりしない。それがあれば教えていただきたい。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：組織の運営っていうか、機構改革につきましては、当然、首長が変われば、それぞれの方針というか、自分のやりたいところについては当然、ここは変わってくるんだろうというふうに思います。私のほうも何点かありますので、そういう形で組織改革を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、公共事業は高いというのが当たり前だという部分については、これは決して我々職員も、そう思っていないとは思いません。単価的は当然、積算物価、道単価、いろいろな部分があるかというふうには思いますけれども、今度は担当課長ではなくて、村長という立場ですので、その部分をきちんと再度、改めて勉強させていただきながら、各課長等ともですね、検討してまいりたいというふうに思います。

今、議員さんがおっしゃられた、最小限の人数、コストで最大限の効果を発揮できるような形で取り組んでまいりたいというふうに、肝に銘じておきます。以上です。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：分かりました。そういうことですね、私はね、安ければいい、何でも削りなさい、ということを言ってるわけじゃないんです。そんな公共工事っていうのは、あり得ないんですよ。適正なものは適正な額で計上すべき。そういう意味でいけば、コストの削減という考え方の可能性というのは、いろいろな手法があると思います。

建設課長、今まで当然、公共事業を積算してる根拠の中で、これは特定の補助事業で、一定の説明を求められたり、何ていうんですか、指名されたりする、こういう形でなきゃいけないよと示されたものは、そんなになんかと思うんですね。ただ、基準となるのは、北海道で示した単価というのが基準になっても、それから見積書を他から取って、その道の基準単価を使う以外にも、そんな方法だってあり

得ますよね。あるかないか、そういう部分で、例えばですよ、現場管理だとか、いろいろな品質管理、いろいろあると思いますけれども、そういうもののね、書類を減らすだとか。例えば単費の事業であれば。監督員が直接行つて見るから、写真もいらさないよ、書類もいらさないよ、という形になれば、いろいろな形で経費削減は可能ですね。そういうことはどうですか。一言で結構ですけども。

○議長（山須田清一君）：山口建設課長。

○建設課長（山口豊君・登壇）：ただ今の眞田議員の質問にお答えいたします。私の考え方も同じで、より安い金額で、よりいいものを作る。それが行政の仕事だと思ってます。ただ、安ければいいというものじゃなくて、金額の設定を下げすぎれば、粗悪な施設ができたり、長期間の使用に耐え切れなく、維持の費用がかさむ可能性があります。建物や道路の設計書は、基本、北海道の単価を使っておりますが、そこに出ていない場合もありまして、見積もりを数社から取り寄せ、設計書の中に反映しており、適正に使用していると思っております。

諸経費についてですが、先ほど言われてましたように、現場経費だとか、いろいろとあるんですが、本社が猿払村の会社の場合に、現場事務所をわざわざ建てて、そこに無駄な経費を入れて経費を上げるっていうことも、それはやらなくても結構な話なんです。ですから、うちの補助事業の考え方ではなく、村単独事業の諸経費の考え方としては、全額諸経費を見るのではなく、半分以下の経費で押さえて設計書を組み立てます。その辺は業者の方には、ちょっと酷かなとは思いますが、必要最低限の部分でやってもらって、いらぬ書類は出してもらわない、そういう形で検定のほうもやっていますので、御理解していただきたいと思います。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：そういったことですね、業者さんのね、できるだけ手間を省いたり、いらぬ書類を求めないで、監督員が見て済むものは見るとか、そういった形で、やはり工事っていうのはやっていくべきだろうと思います。ただ、むやみに切ればいい、ということ言ってるん

いんです、私はね。だから、そういうことを努力しましょう、ということ言ってるんで あって。そういうことを努力いただきたいというふうに思います。

それとですね、委託だとか、そういった事務事業の中でですね、少なからずですね、集約できる事業というのは存在するというふうに思います。村長、これは村長が職員時代、私も職員時代。ある委託事業。私は水道課です。あなたは生活課 だったですか。そのときに、課の枠を超えて、一緒に集約して、委託契約を結びましたよね。それで相当の経費の削減ができましたね。それを現実として、やりましたよね。是非ね、そういう事業はあるはずなんです。今でも私、ここで言えますから。できるものなら、やっていただきたいと。そういうものは必ずあるはず。そういうことを村長、約束いただけますか。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：確かに、議員おっしゃられるとおり、昔、お互いに違う事業の中で、同じ業者だったところで、これを一緒にすれば経費が削減できるだろうということで、いろいろな課題はありましたけれども、最終的にはそういう形で取り組ませていただいた結果があります。

そういう形の中で、僕は、今、ちょっと思い付かないんですけども、各課を横断的に飛び越えた中で、一緒にできるような事業があって、その中で経費が削減できるようなことがありましたら、各課のほうの課長さん方をお願いをして、検討していただけるようにしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：かなり決めつけた言い方で全く申し訳ないんですけども、もう十数年前から、何かしら、縦割り意識っていうんですか、もの凄く強くなってきたような気がするんですよ。なぜ、さっきも組織の部分で触れたかという、縦割りの弊害って今、村長、感じませんか。今まで行政に携わってみて。そこが一番問題なんですね。住民にとっては縦も横もないんです。いろいろな連携の

下に、一つのいい結果を出してくれれば、住民はそれでいいんですよ。組織の事情は、どうもでもよろしいんです。だから横の連携をうまく取って、住民のために効率的に行政運営を やってくれるっていうことが住民の期待なんです。

是非、そういう観点でね、行政運営に携わってもらいたいなど、そういうふうに思いますし、その縦割りの弊害というのが、例えば、国の縦割りもありますよね。一方では厚労省でやりました、国土交通省の事業です。いろいろな事業によって、その補助金をいただいて我々が事業執行した場合は、自らが縦割りの意識で、これは何の事業で やったから、このための目的外の利用はできません、させないです、っていうような、自ら（聞取不可）させている。そういうことも見受けられるんですね。それは、まずいですね。今は分権の時代ですから、国もオープンになってきてるんですね。多目的に、いろいろな部分で使ってくださいと、有効に、効果的に使ってくれることを国も期待してるはずなんです。それが末端で、そのあたりを逆に縛り付けてるっていうようなことも感じることもあるんで、そのあたりも意識していただきたいなど。

それとですね、ある事務事業で、こんなことは、どこの町村でもやってないよなど。だから、うちもできないよな、っていう、そんな考え方じゃないですね。やってないから、こんなことは、うちの村では可能じゃないだろうか。今まで職員が やってた業務の中で、前の人の前例を一つの物差しとして、前は、こういうやり方をしてたから、その流れで業務をやっていきます、というだけの、今、そういうやり方は、もう通用しなくなってきたと。常に新しいものを求めている。それが非常にね、言いたかったことで、住民利益を守るということは、そういう縦割りの弊害を出していくっていうことですね。

それで、村長も、実は三重県のモクモクファームという所に、今年、私たち議員と一緒に行って研修していただきましたね。そこで研修を受けたときに、あの説明の中で、うちは、前と同じような、前年と同じような経営をしてる部門については、即、異動ですと。記憶してございませんか。ということは、

常に日々新たな事業展開を求めてると。行政運営もそうだと思うんですね。非常に刺激を受けたところなんです。だから、そういう面で見れば、前例を物差しとしてたら、もう駄目だっていうことですね、ああいう例を見ますと。それについて感想があれば、一言だけでも結構です。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：僕も今、議員がおっしゃられた所は、非常に感銘を受けたところです。どうしても役場職員という部分については、事務というのは大体、年間365日、決まったような事務になりますけれども、その枠から飛び出るといふ部分については、非常に勇気のいることなんだろうなというふうに思いますけれども、僕としては、やはり与えられた仕事を100パーセントこなしたとしても、120パーセント、130パーセント、いろいろなことを考えながら、やっていって、初めて住民の皆様方に伝わるんだらうというふうに考えますので、当然、自分だけの杓子定規だけで業務をやってもらっては今後、困りますので、いろいろな形の中で今後、職員の方々にはお願いをしていきたいというふうに、僕も考えております。

ただ、そういう部分で、いろいろな発想が今後、出てくるんだらうと思うんです。若い人方は、いろいろな発想を持つてらるんだらうと思います。そういう意見も、いろいろ聞きながら、それを管理職の人方が潰してしまうようなことがないような形の中で今後、僕も行政運営をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：今も言いました。前例踏襲型の職員、その部署に発展はあり得ない。ちょっと辛い言い方ですけども。私は、全くそのとおりだと思うんですね。やはり適当な人事異動というのは絶対必要なんだろうと。それは、1年だろうが半年だろうが。それを見極めるのが村長だと、そういうふうに思います。是非そういう部分で、機敏に。そして、その人に合う場所というのは必ずあるはず。だから、そういうことが適正な人事というこ

とで表現されれば、そういうことなんでしょう。是非それは意識してやっていただきたいし。

それと、もう一つ大きくですね、今日の事務事業というのは、ある一つの目的だけのために、例えば箱物を作るにしても、それで終われないですね。いろいろな要素が、一つのものを作るためには、こういう小さい自治体であれば、いろいろな目的を、その中に組み入れていくという作業が必要になってくると思うんです。だから例えば、国土交通省の、こういう補助事業がありますから、それは、こういうことで建てます。これだけの目的です。それじゃ通用しない時代になってきましたね。そこには福祉もあり、産業もあり、医療もあり、教育もありと、いろいろな形で関わってくるような、そういう今、事務事業の進め方になってるというふうに思うんですけども、村長、私の今言ったような考え方について、全く否定しますか。それとも（聞取不可）。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：今、道とか国とか、いろいろな補助メニューが確かにあります。そういう部分で今、財政企画課のほうで兼務をしながら、いろいろな補助メニューを探しながら、やっていたいています。その中で、担当課でないとは分らないところでは、いろいろな仕事を進める上で、なかなか補助事業を見つけてきて仕事をするという発想が、ちょっと欠けてるような感じに思います。これは自分の職員時代も含めて反省もしております。

今後は、そういう補助事業ですとか、そういうところを横断的に、いろいろな形で発掘。何か仕事をやるとすると、厚労省もあるでしょうし、経産省もあるでしょう、文科省もあるでしょうし、いろいろな補助金を持ってこれるような担当部署といえますか、担当者というのを専任に付けてですね、今後、事業展開の中で、いろいろな補助メニューを詮索できるような方を置かせていただいて、横断的にやっていけるような形にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：是非、お願いしたいのは、現状、そういうことで、いろいろな目的がた

くさんあります。それと効果も期待するような、一つのものを作り上げるにしても、そういう積み上げの作業が必要なんです。今、それができてないんです。だから仕事が進まないんですね。それを総合的に調整する。誰がするんですか。今、誰がやるんでしょうか。それはこっちに置きまして、企画の推進をする、そういう事務事業を推進する、総合調整の役割ってというのは、やはり、ある一定の権限を持って、きちんとやってもらわなければ、事業は絶対に進まない。今の単発の効果だけ期待して事業をやるって時代は終わったんだから。いろいろな部署が関わり合って、間違いのない、住民にとって効果的なものを作り上げるという作業は絶対必要ですから。

そういう意味でですね、提案したいんですけども、これは副村長、教育長という立場でね、村長も入る必要はないと思いますけども、総合調整をそこでするという形でなきゃ進んでいかないんですよ、今。いろいろな、教育、福祉、医療、産業、いろいろなものが一つのものに混ざり合うわけですから。今、これから話が出てきますけどね。それは誰かに総合調整してもらわなきゃ駄目なんです。そういうことで、特別職に、その役割を担ってもらおうという考えについては、どうでしょうか。検討していただけますか。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：その部分につきましては、村長部局、教育部局をですね、横断的に渡らなければ当然、今、議員おっしゃるような形にできませんので、今は副村長は不在という形になっておりますけれども、明日の同意案で提案させていただきますけれども、任命された副村長と協議をしながら、また、教育長と協議しながら、そういう形でやっていけるという形の前向きな方向で考えさせていただきますというふうに思います。以上です。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：こういうやり方の一般質問については馴染まないというのは十分承知しております。承知しながらも話しなさいいけないんです。なぜなら、今回の一般質問をするに当た

って、いろいろな所で、いろいろな情報を得たいがために、各課に、これについてはどうなってるんでしょうか、と聞きに行きました。そしたら、それは課長がやってるから私は分かりません、という係長がおりました。ある課長さんの所に行ったら、それは係長がやってるから私は分かりません。現実ですよ、これ。現実ですよ。

村長、そういう実態は分かっていますでしょう。これではね、住民利益なんて守れないんですよ、こんな組織なら。こういう流れを払拭しない限り、絶対に組織の正常化を図れないと思うんですけども、現状を今まで課長として認識してきたことを、これからどうするかという部分と含めて、一言コメントがあったらいただきたいと思います。辛いと思うんですけども、私も言うことは辛いですよ。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：私も当時、課長という立場で、今の議員さんの御質問は非常にショックというか、重く受け止めております。その中で、正直、これは私たち、当時の管理職の責任もあるかと思えます。職員をきちんと育ててこれなかったという部分は、これは反省を踏まえた上で、今後、検討していかなくやならない。そういう中で今、議員さんがおっしゃられたようなことは、全ての課とは、全ての職員とは言いませんけれども、そういうのは若干名おるんだらうなというのは、正直言って分かります。そういう部分も含めて、今後そういうことがないような形で、職員の意識改革ですとか、機構改革も含めて、何とか住民の利益、財産を守るために頑張ってまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：こういう質問が一般質問に馴染むかどうかということは、私も疑問を感じながら質問しております。それと、申し訳ない質問でもあるなというふうに考えておりますけども、しかし、こういう形を払拭していかない限り、組織の成熟はあり得ないんですよ、村長。絶対に。何とか、この部分はね、きちんとした流れを作っていかなきゃならん。それと、私もそちらにいましたけど

も、だから、その責任は感じております。そういう職員の教育もできなかつたし、見本も示せなかつたんだな、というふうに反省はしておりますけど、是非、そのことを意識していただいて、今後、特別職だけでもいいです。十分に煮詰めていただきたい。そういうことのない形に。意識してね。どうしたら、そういうことを払拭できるんだらうかということ協議していただきたいなと要望して、これについては終わりたいと思います。

次に3番目、道の駅の活用による地域振興について、ということで入らせていただきます。現在、道の駅は全国に1003か所というふうに、この前テレビで見ました。その役割と効果というのは、やはり作った当時と大きく変化してきていると。全国の道の駅の年商は3500億円にもなる。そして大型のスーパーにも勝るとも劣らないような道の駅も存在するというふうなテレビの報道もありました。実際、そういう道の駅も、テレビで30分にわたってありましたから、よく見ておりました。

全ての道の駅が、そうやって順調にいったるわけではない。現実、多くの人が訪れる所もあれば、あまり人が行かない赤字の所もある。成功の鍵ってというのは何だろうか。やはり人を呼び続けることができる魅力がなきゃ駄目なんだらうな、というふうに言われておりました。それには、地域だとか地域産業が一体となった取り組みが、まず必要だよと。車で国道238号線を走りながらも、ちょっと寄ってみたくなるような道の駅周辺の環境整備も当然必要でしょう。

道の駅は市町村が設置し、ということで、うたわれておりました。国土交通省が登録するもので、登録要件も定められているが、猿払村の道の駅について、この登録要件というのを、どの程度満たしているんだらうか。まず第1点。

それと、今ある資源。水産資源も、農業資源、風景もある。いろいろあります。そういった資源は当然、生かしていかなきゃならないですけど、新たな資源を開発したり販売したり。これは野菜の販売だとか、野菜の直販、水産物を直販したり、それと加工品の直販。そういう展開、雇用を含めた道の駅の

商機の可能性、地域振興についての可能性について、どう認識されているんでしょうか。伺います。

また、今日までのさるふつ公園整備についての協議経過を踏まえた上での道の駅の、先ほど、複合施設と言われておりましたから、私も商業施設と言いません。複合施設と言い直します。複合施設というのは、いろいろな道の駅の複合的な機能が、そこで賄えるんだらう。そういうことで聞きましたんで、その建設について、これは、出店希望者は2回にわたって説明も受けておりますから、先ほど、来年の秋なんていう話を答弁されておりましたけど、それであれば全く職務怠慢。納得、到底できるものでない。本年度の補正予算でも対応するのか、それとも新年度の予算で対応か、建設工程について伺いたいと思います。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の眞田議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思いません。当村道の駅は、平成10年4月17日に道の駅さるふつ公園として登録認定を受けております。登録要件におきましては、国土交通省の道の駅登録案内要綱の運用方針に従い登録申請を行っており、駐車場の広さや、24時間利用可能なトイレ及び便器個数など、登録要件は満たしております。

景観等の配慮についてですが、一部、国道沿いの雑草が、私自身も当時、担当課長として気になっておりましたので、来年度については、その雑草部分を綺麗に刈り取って解消してまいりたいというふうに考えております。

また、議員のおっしゃるとおり、北海道内でも114駅が登録されており、10月11日には新たに全国で10の駅の登録がなされ、現在1014駅の登録が完成されているというふうに聞いております。その中で、全てにおいて把握することは困難でございますけれども、また、指定管理者制度等において運営しているなど当村道の駅との運営形態が異なることから、一概に言えませんけれども、少なくとも宗谷管内の道の駅については運営について困難を極める状況であるというふうに思っております。

このことから、今年度から本村が事務局となりまして、稚内開発建設部並びに関連市町村とともに宗谷管内道の駅品質協議会を発足させていただきまして、それぞれの道の駅への集客の増員を目指して、議員のおっしゃるような寄ってみたいくなるような道の駅づくりのために、環境整備やサービス向上について一緒に勉強を行ってまいりました。また、今年度は初の試みとして、中頓別町の観光協会から本村の道の駅まつりに出店をしていただき、来年度から管内の道の駅同士が協力できるような体制づくりも作ってまいりたいというふうに考えております。

複合店舗の関係ですけれども、現在、2店舗の方々が出店されておりますが、それぞれにおきまして地場産品や独自の商品開発をした品物を販売し、雇用にもつなげていただいております。私も、道の駅を含むさるふつ公園においては地域振興策を進める上で重要な拠点の一つと捉えております。今後、出店希望者の方々が自社商品の販売や新商品開発に努力をしていただくこともさることながら、村としましても、利用可能な施設や土地を活用しながら加工品販売の展開や、議員さんのほうから野菜という例えがございましたので、野菜などの栽培にも着手できるようにして、早急に検討させていただき、また、野菜に特化させていただきますけれども、野菜などにつきましては、村民農園の一部を利用しながら来年度からでも実施できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

この村民農園につきましては、一部、村民農園と隣接している土地があります。約870平米あります。この部分を来年、村民農園で耕すときに一緒に耕していただきながら、また、タンカル（炭酸カルシウム）だとか肥料を混ぜながら、ちょっと土壌改良を含めてやっていきたいというふうに考えております。これを進めることによって、雇用の創出につながるようにしてまいりたいと考えておりますので、もし、御協力いただける皆様方がおりましたら、お願いをしたいというふうに思います。

また、複合店舗の建設につきましては、予定していたより遅れていますことを大変深くお詫びを申し上げます。まず、コスト面につきましては、浄化槽

等も含めて関係課と協議を行うなど、次回の出店希望者の皆様方にお集まりをいただき、行政からのお願いや、さらなる聞き取り調査を行うことを予定しております。また、建設計画に関する大まかな流れに関しましては、早急にプランニングや出店店舗数などの再整理を行わせていただき、平成26年度当初予算にて実施設計の計上をさせてもらい、6月定例会に建設費用の計上、着工させていただきます、御不満ではございますので、しょうけれども、平成26年度の11月頃の完成を目指してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：真田君。

○議員（真田勝也君・登壇）：全く納得できません。道の駅の要件。24時間のトイレ。案内所ですか。駐車場も含めて、今、三つのことを言われましたけれども、実はですね、平成21年だったですかね、道の駅の管理棟にトイレを作りたいと。予算審議のときに私は言いました。道の駅に立ち寄る観光客の快適性を確保してやることを、なぜ猿払村でやらなければいけないのかと。なぜ、多額の費用を掛けて。村民以外の不特定多数の観光客のためであればですよ、国道を管理する開発庁がやるべきじゃないんでしょうか。そういうふうに予算委員会の中で言っております。この意味が分かりますか。ということは、トイレだけ道の駅で快適性を提供すれば事足りるんでしょうか、ということをおは申し上げてたんですよ。ただ、そこまでは言わなかったです。なぜトイレを猿払村でやらなきゃいけないんですかと。これには大きな定義が忘れているんです。

村長は今、案内、トイレの24時間、駐車場。しかし、もの凄く大きいものが一つあるでしょう。これ、財政企画課長は分かりませんか。この目的以外に大きなものがあるはずなんですよ。これはね、やはり道の駅というのは、その地域の地域振興のための施設なんですよ、この道の駅というのは。地域振興施設が伴って初めて、トイレだとか何とかってというのは。そういう施設の活性化を図るための一つの手段として、寄ってもらうための手段として、トイレや何か整備しましょう、駐車場も整備しましょう、ということなんですよ。

ところが、うちは要件を備えてないじゃないですか。そういうものが、来年の秋にします。何を考えているんですか。一番先にやらなきゃならない問題じゃないですか。不特定多数の観光客に対して快適なトイレを提供するためじゃないんですよ。その道の駅というのは、その地域の地域振興を図るための施設づくりを、きちんとしなさいよと。それが定義になってるはずなんですけど、これ誰かお答えできますか。

○議長（山須田清一君）：休憩を取りますか。

○村長（伊藤浩一君）：お願いします。

○議長（山須田清一君）：では10分ほど休憩を取ります。3時半まで。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

○議長（山須田清一君）：休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：お時間を取らせまして大変申し訳ございません。勉強不足で反省しております。その中で、道の駅の認証という形の中では、1から7までの登録要件があります。それを大まかに区切った中で、道の駅に登録された場合については、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設、という形でうたわれております。この部分の中で登録条件として、24時間利用可能な一定数の駐車スペース、それとトイレ、それと情報提供型の施設を備えた施設、という部分になっておりますので、この地域振興施設という部分について、現在、本村においては若干、遅いというか、遅れてる部分だというふうに僕も認識はしております。

その部分で今回、複合店舗という部分で進めさせていただいておりますけれども、その進め方についても若干。若干ではないかもしれませんが、時間を要しているという形の中では、手を挙げていただいた複合店舗の出店者の方々には御迷惑を掛けている

ということで認識しておりますので、お詫びを申し上げたいというふうに思います。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：何回も言いたくはないんですけども、なぜ道の駅の登録を、我々が申請したのか、向こうで勝手に登録したのか、それは別にしても、何か地域振興の切っ掛けになるんじゃないかと淡い期待を感じて、道の駅の登録をしたと。そして、その振興を図りながら村の活力をそこで、又は産業の振興、そういうことを期待しながら登録の要件を満たすように努力したはずなんです。ところが、一番大切な地域振興施設、これを、こちら側に置いてですね、トイレを設置したり、駐車場を設置したり、案内所を設置したり。

今、一番急がなきゃならないのは何だと理解しますか。今、村長が言いましたね、地域振興を含めた総合的なのという部分で。これは、まさに地域振興施設だと。何だっというふうに理解されてます。やはり道の駅の、今言う複合施設じゃないですか。商業施設なのか、複合施設と呼ぶのか、そういうものを切っ掛けにして活性化を図るということじゃないかっていうふうに理解しますが、私、間違ってますか。私は、そういうふうに理解したんですね。だから、一番先にそれを整備すべきであって、その次にトイレだとか駐車場を、きちんと快適にしよう、入りやすい施設にしよう、寄ってくれる施設にしよう、金を落としてくれる施設にしよう、ということに、つながってくるんじゃないでしょうか。順序が逆ですね、トイレや駐車場が先だと。それはどうでもいいですから、今言うように定義はいろいろありますが、分かりましたね。そういう部分で地域振興が一番大事な部分だという、そういう理解の上で話します。

そういうことで地域振興は急ぐんですよ、っていうことを一番先に認識していただきたいなど。だから、来年の9月になります、そんな話はないはずですよ。住民を裏切りですよ。今年の春から1回やりました。秋にも1回、説明会やってますよ、村長。それを、どうするんですか。まさか、いつやるか分

からないものを説明してたんでしょうか。だから今回、何としてでもね、急ぐべきだと。

それとさっきの、複合施設と言いましたね。私は商業施設と言いたいですけども、今ある資源をね、そういう所でどんどん売り込む。そういうこともありますけれども、新たにね、そういう施設を利用して、いろいろな産業を生む。雇用を生む。そこで障害を持つて人たちが働ける場所ができるだとか、いろいろな可能性が、そこで発生してくる。だから、いろいろな角度から検討しなきゃならない。どこか観光係の一つがバタバタと作業を進めてやっていけばいいというものではない、というふうに私は思うんですね。もう少し理解を深めてやっていただきたいというふうに思います。

ただし、到底9月までには間に合うわけじゃないですし、これは新年度の予算で今、早急にね、振興局、又は、いろいろな。今回のね、交付金みたいのがあったら、そういうのに利用すればいいじゃないですか。なぜ、そういうことができないんでしょうか。

可能性は、いろいろございます。例えば、建設するというので、春もそうでしたし、秋に集まって話をしたときも、出店希望者が3人か4人、集まってました。その中では、出店希望者だけです。だけど、いろいろなね、障害者をそこで、何か可能性がないだろうかと、いろいろな角度からやれると思うんです。それなら農業から始まって1次から6次まで障害者にやってもらいましょうと。販売まで。そんな可能性だって追求できる、そういう可能性のある施設なんです。だから急ぐべきだって私は言ってるんです。切っ掛けづくりのために。これで、今一度ね、村長。ななかまどの会ができましたね。そういう所に呼び掛けて、そういう（聞取不可）を持った施設建設も、やはり考えるべきでしょう。そして農業。野菜に特化したというようなことを言いましたけども、少量多種でいいです。あそこで販売する。いろいろなことがやれる可能性がある。

そういうことで、なぜ来年の9月なのか。やはり、少なくとも連休までに整備するっていうのは、ちょっと間に合わないかもしれないけども、9月って、

来年の終わる頃ですよ。それでは、ちょっと納得できないんで。そういうことで、もう一度ね、いかにして早くできるか。そういうことを、もう一度、再度検討していただきたい。何らかの手法で。新年度の形で、できないわけじゃないと思うんですよ、いろいろなやり方で。振興局と相談してもらっても結構です。そういうことです。それをもう一度、再確認したい。

それと、国道沿いに公園の側が、例えば浜鬼志別市街から公園まで、公園からエサンベ。エサンベのほうは、そうでもないですけど、牧場から公園までの間、イタドリが生えててね。シーニックバイウェイって言っていましたよね、国道の景観だとかということで。そういう事業との兼ね合いはどうなってるのか。国道に申し入れすべきですね。イタドリが、もうちょっと奇麗にしてくれと、うちの公園のすぐ側だと。できなければ、うちで やっていいと。そんなことも含めてね、一つ御答弁いただけたら。

それともう一つ。あそこに沢がありますね。牧場と公園の間に。ああいうのは埋めてしまって、きちんとして景観をよくすれば、まだ、お客さんが入りやすくなってくるような気もするんですよ。だから、そういうことも含めて、可能性も含めてですね、ちょっと御答弁いただきたいなど。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：複合店舗の部分については正直、12月中にですね、ある程度のもを作った中で、新年度当初予算から進めていくという私の考えもありましたけれども、これは私一人が仕事をしていただけではありませんけれども、たまたま退職という形になって、一職員の中に、その部分を負担をしてしまったという部分については、非常に申し訳ないと思っておりますけれども、その部分について遅延をしたという部分については、非常に反省しております。その中で、前倒しをして、実施設設計も含めて、できるかということについては、再度ですね、もう一度、早急にできるかどうかということで、検討させていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど答弁いたしましたけれども、道路縁のイタドリだとか、そういう草刈りの部分については、来年度、改めて開発のほうと協議をしながら、できなければ、うちのほうで草刈りをして、先ほど覆土をしてという形の景観もやるという形で僕も答弁させていただきましたので、来年度については、そういう部分でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：それでは最後の質問に入りたいと思います。限界集落の振興対策について、ということですが、限界集落と一言で切ってしまう部分については、ちょっと疑問があるのかなというふうに思いますから、ちょっと、そのあたりも考えながらも質問しなきゃいけないのかなというふうにも思いますけども、実は北海道で、過疎化や高齢化で衰退が進む集落への対策を、今年度から本格化させる、というのではなく、させた、というふうに理解したほうがいいんでしょね。10年後には道内2300あまりの集落で高齢化率、65歳以上の人口が50パーセントを超える危機的な状況を踏まえて、本年度中に対応マニュアルを、今年から2年間で集中的に施策を展開する、というふうに報道されておりました。今、進んでる施策といえば、地域リーダーの養成講座だとか、地域フォーラムの開催と、そういったものが主な内容だと。対応策の検討も視野に入れながら、ということですから、まだまだ進んでいないというのが現状なんでしょう。

猿払村においても過疎化、高齢化に限界を超える集落が、いくつか存在しているというふうに理解しておりますけども、将来の集落のあり方という部分については、やはり真剣に考えていかなければならないと。そういう現実が重くのしかかっているというふうに私は理解しております。これについてですね、現状を村長はどういうふうに、この限界集落、とは、まだ定義はできないのかもしれないんですけども、今、うちに何集落くらいがあって、というイメージをしながら、どんな認識でいるのかということ、まずお伺いしたい。

それと、6月の定例議会で一般質問しました。そういう集落に対する地域おこし協力隊の配置だとか、集落支援員の配置について提案いたしました。その答弁の中で、地域担当職員制度の充実で対応していくという答弁がございました。そこでお伺いします。現状で、地域担当職員制度は、どの程度機能しているのか。これからの可能性はどうなんだ。その後の経過についてもお伺いしたいと思います。

また、今年度配置するという地域おこし協力隊員について、その後の経過はどうなったのか。これもお伺いしたいと思います。

それと新年度において、これは質問というよりも提案でございますけども、作目を野菜の栽培、販売に特化した、新農業従事地域おこし協力隊員、これについての配置も政策提案しますが、いかがでしょうか。

それと、限界集落という定義がされる集落に協力隊員、又は集落支援員を配置する考えはないか、改めてこれについてお伺いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の眞田議員の御質問にお答えさせていただきます。まず限界集落の現状についてでございますけれども、村内の集落でも高齢化率が高く、近い将来に集落の維持が困難になる地域があることは議員と同じ認識であります。維持するための対策の必要性も認識しておりますので、その集落のあり方を、まちづくり懇談会の中で、ざっくばらんに地域住民の方々と意見交換をさせていただきたいというふうに思います。

今は準限界集落というところが二、三地区あるかというふうに思っておりますので、ただ、私も協働まちづくり推進課長のときに、この準限界集落及び限界集落を、どうしていくんだというような、過去に御質問があったときに、地域に向いて、いろいろお話しをさせていただきましたけれども、なかなか厳しい現状であったと。ただ、自治会組織を合併させるだけでも3年間掛かりました。豊里地区を鬼志別東町と一緒にしていただくだけでも3年間の日数を要したわけでございますので、そういうことも踏まえながら、まちづくり懇談会の中で地域住民

の方々、ざっくばらんにお話しをさせていただきたいというふうに思っております。

それと、地域担当職員の取り組みにつきましては、現在2期目の最終年でございます。述べ5年半以上が経過しましたが、この制度の目的としていた、村職員と地域住民が話し合い、個性的な地域づくり、地域活動の企画立案、行動を行う、という形には、大部分の地域ではなっておりません。それは、この目的と、地域が求める活動が一致しないということが大きな要因となっています。また、全職種、全職員が担当というフットワークの悪さも要因の一つと考えております。この3期目に向けて、より機能的なものにするために、地域や職員の体制など、地域担当職員調整会議などで協議する予定となっております。

また、私が就任した折には、職員の方々をお願いをさせていただきました。元々、この地域担当職員を作った私が、協働まちづくり推進課長補佐のときに、当時、職員のほうと話し合って、この制度を作らせていただきました。それは、職員が地域に出向いて、地域住民の声を聞いて、声なき声を聞きながら、いかにそれを行政に反映していくか、ということ、もう一度職員の方々に思っていたきたい。そういう形の中で、今後は目的を一つにして、いろいろな地域のイベントだとか、そういうものをお手伝いするということがありますけれども、もう一度、高齢者や独居老人やいろいろな方々とお会いをして、お話を、それを行政に反映していただけるようなスタイルにさせていただきたいということでお願いをしております。

それと、地域おこし協力隊員は、9月の定例議会で観光業務を担当する目的で予算議決された後、公募しまして、3名の方からの問い合わせがありました。しかし、書類の提出は1名のみとなり、書類審査や面接の結果、採用を決定いたしました。その後、現在勤めている会社の業務の引き継ぎなどで慰留されている旨の連絡があり、会社と退職時の認識の相違が原因とのことでした。改めて募集するには日程的な問題もあり、また、応募された方の能力や人柄が適任と判断し、採用をそのままに、会社との協

議結果の連絡を待っておりましたが、3月下旬の来村、4月から就任の予定というふうになっております。この方については、道の駅の観光のほうの業務をしていただきたいというふうに考えております。

また、今後に向けては、決定している1名に2名程度を追加する方向で、予算や担当する業務の協議を行う予定でございます。その中で、集落での福祉活動などを担当する隊員の募集も考えてまいりたいと思っております。

また、野菜などの栽培や販売を担ってもらう隊員については、これから農業普及センターともいろいろ協議をさせていただきながら協議をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：今、まちづくり懇談会等での積み重ねによって、何か開ける道はないのかということを探っていきたいということなんでしょう。しかし、今までまちづくり懇談会を続けてきております。それで何の道も開けておりません。現実には難しいんです。非常に難しいことだと思います。

実は道新で、幌加内の母子里地区の集落について、これは道のモデル事業でやっていますね、限界集落対策。この中でも、やはり非常に難しい問題を抱えているというようなね、簡単に付ける薬はないんだと。しかし、一人でも二人でも、とにかく何かそこで、この地域を何とかしようという気持ちがある集落。皆そうだと思うんですけども、本当に腹を割って現実的にね、話し合う必要があるんだろうというふうに私は思うんですね。ただ、まち懇で意見を聞いて、それで解決できるほど簡単な課題ではないというふうに思うんですね。だから何としても。

自然消滅を待つのか。村としては、一番無難な感覚は自然消滅でしょう。それまで手を付けなくて、じっと我慢していると。しかし、果たして本当にそれでいいんですか。やはり、そこに生活している人たちの実態、気持ち、っていう部分を把握する必要があると。一生懸命、話し合う必要があるんだろうと。それは、まち懇ではない。お茶を飲みながら話しする問題だろうというふうに思いますので、より

小規模でもいいから。大それて、村長以下、何名も行って話し合うんじゃないかと、村長一人でもいい。課長一人でもいいから行って、ざっくばらんな話し合いをして本音を聞くというようなところから、何かが生まれてくるのかなというふうに。

私も、何か付ける薬があれば、すぐ提案します、こういう方法があるんじゃないかということで。ないです。全くない、というのに等しいと。だから何か、みんなで見つけていかざるを得ないんだろうな、やってみらざるを得ないんだろうなと。

そういうところで、農業に特化したというような部分は、海岸から大分入ってますね、そういう集落も結構ありますね。野菜の栽培もできるんでないか。ちょっとしたら、ある長野県の山間の町に行ったときには、うちらワサビでまちおこしをした、ってね。こんな山の中で。なるほど、山の中だからこそできるのかと。いろいろなものがあるはずなんです。例えば、ここは気候が悪いから無理だろうという野菜も、最近は平気で取れるようになってきた。そして最近、剣淵で野菜を100種類も植えてるね。少量です。しかし、それが引っぱりだこらしいですね。いろいろなスーパーだとか料理屋さんで。

だから案外、そういう可能性があるのも。少量多品種で、それを道の駅で常時販売していくとかね。そんなようなことも、何か夢を膨らませて、話しをして、そういうものを最終的に積み上げていっていただきたいなど。それは答弁はあえて求めませんが、そういう準備をしていくべきだろうというふうに思いますし、活性化の一つの起爆剤というような部分で、何かを見つけるという作業を一生懸命、地域の人と一緒にやるべきだと思いますので、努力していただきたいと。それを要請しておきたいと。思います。

それと最後の最後に、先月に遠別町で移住促進の初の住宅、ということで新聞に出ておりましたね。うちも、過去に同僚議員が質問したときに、協力隊の質問をしたときに、なかなか住宅がな いんだ、というような部分で、そういう課題も提起されておりましたから、そういう形は、本来的にはどうしたらいいのかという部分もね、真剣になって議論して、

対応はどうする、っていうものを見つけていかないと、対策は打てないと思いますので、是非、努力していただきたいと。思います。

それと、なお積極的に、議会ともどんどん協議をしながらですね、執行権者、議決権なんて、あまり、そういう意識で、ものを分けて考えないで、いろいろやっていったほうがいいと思いますので、そういうことも視野に入れて行政運営をやっていただきたいと要請をして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山須田清一君）：これで一般質問を終結いたします。